

第3期

日野町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

日野町

はじめに

現在、日野町では「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」を町の将来像に掲げた第6次日野町総合計画に基づき、各種のまちづくりへの取り組みを進めています。

総合計画では、政策の柱として「未来を担うひとづくり」を掲げ、子育て施策として「子育てを地域全体で支える気風があり、対話で築く地域保育サービスのなかで、どの子ども安心して健やかに育つことができるまち」をめざす姿として各種の政策を実施しているところです。

子どもたちはいつの時代であってもかけがえのない存在であり、まさに「町のたから」であります。また、子どもたちの健やかな成長は家族にとっての大きな願いであることはもちろん、住んでいる地域に喜びと希望をもたらしてくれるものです。

一方、時代の変化とともに、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの健やかな成長を保護者、家庭、地域社会など社会全体で支援していく仕組みを整えていくことは、引き続き大きな課題となっています。

町では、そのような課題に対応し、町の子育て施策を総合的に推進するため、平成27年から5年間を計画期間とする「日野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年には「第2期日野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

しかしながら、この間における子育て施策は著しく推進・深化しており、国では令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では「こども・子育て支援加速化プラン」として令和8年度までの集中取組期間に実施する具体的な政策が定められ、地域の子育て施策を推進する市町村の役割はますます重要なものとなっています。

本計画は「第2期日野町子ども・子育て支援事業計画」で進めてきた各施策を継承していくとともに、子育てを支える法律や国の基本指針に基づき、子どもの育ちや地域の子育て支援などの包括的な取り組みについて内容を記したものです。

本計画の基本理念としております「子育ての輪が広がり 子育てに夢と希望がもてるまち ひの」の実現がより一層進みますよう、今後とも住民各位と各地域、各種関係機関などの皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、「日野町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」にご協力いただきました住民の皆様、また貴重なご意見をいただきました「日野町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

日野町長 堀江 和博

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1 各種統計データ等からみる現状	4
2 教育・保育の状況	11
3 教育・保育サービスの状況	16
4 ニーズ調査の結果	21
5 第2期計画の進捗評価	30
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念	32
2 基本目標	33
3 施策の体系	35
第4章 総合的な施策の展開	36
基本目標Ⅰ 誰もが互いに支えあい子育てできるまち	36
基本目標Ⅱ 子どもが明るく元気に育つまち	41
基本目標Ⅲ 安心して子どもを生み育てることができるまち	50
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制	58
1 子ども・子育て支援制度の概要	58
2 教育・保育提供区域の設定	63
3 将来の子ども人口推計	64
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容	65
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	68
6 幼児期の教育・保育の一体的提供等について	77
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	77
第6章 計画の推進	78
1 住民及び関係団体等との連携	78
2 計画の進捗状況の管理・評価	78

資料編	79
1 日野町子ども・子育て会議条例	79
2 日野町子ども・子育て会議 委員名簿	81
3 日野町子ども・子育て支援事業計画策定経緯	82
4 用語解説（五十音順）	83

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国における子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。

こどもに関する様々な課題に総合的に対応するため、国は、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を定め、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会のまんやかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた方針を示しました。

そして、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔としての「こども家庭庁」が、令和5年4月1日発足しました。

また、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律としての「こども基本法」が令和5年4月1日に施行され、こども基本法に基づいてこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月22日閣議決定されました。

さらに、令和5年12月22日には、これまでの少子化対策を踏まえて「こども未来戦略」の閣議決定もなされ、2030年代に入るまでを少子化傾向を反転できるラストチャンスとし、企業も含めて、社会経済の参加者全員が子育て世帯を支え、応援していくことの重要性が示されました。「こども未来戦略」では、「こども・子育て支援加速化プラン」として、令和8年度までの集中取組期間に実施する具体的な政策が定められています。

また、同日には全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的とした「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するための「こどもの居場所づくりに関する指針」も閣議決定されています。

そして、少子化と人口減少を克服することを目指す総合的な政策の推進を図る次世代育成支援対策における、次世代育成支援対策推進法の有効期限の再延長や、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、「子ども・子育て支援法」等の一部改正がなされるなど、関連する法改正も行われています。

本町では、令和2年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という）」を踏まえ、子どもや子育てに関する様々な取組を推進してきました。

「第3期子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」は、第2期計画同様、子ども・子育て支援法・次世代育成支援対策推進法・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画として策定を行います。

また、新たな国の制度や方針も踏まえ、子どもや子育てに関する幅広い施策の推進を図っていくための視点も含めた計画として策定します。

2 計画の位置づけ

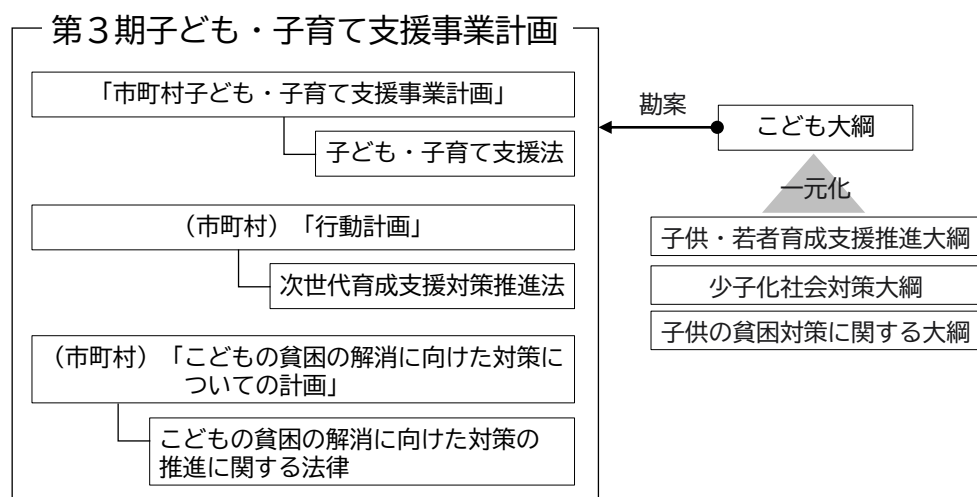
(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえるとともに、次世代育成支援対策推進法の趣旨も踏まえた子ども・子育て支援の方向性を示す計画として策定します。

さらに本計画は、第2期計画同様、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条2に基づく市町村の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定するとともに、「こども基本法」第9条に基づく「こども大綱」を勘案し、少子化対策や子ども・若者育成支援に関する視点も含めた計画とします。

【計画の法的位置づけ】



(2) 他の計画等との関係

本町の最上位計画である日野町総合計画や福祉分野の上位計画である日野町地域福祉計画をはじめとして、本町が策定する福祉関連計画、他の構想・計画・指針等と整合を図り、本町において取り組むべき子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

(3) 計画の対象

本町に居住するすべての子ども、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者等を対象とします。また、「こども基本法」に基づき、本計画における「子ども」とは、心身の発達の過程にある者としています。

3 計画の期間

この計画の期間は令和7年度～令和11年度の5年間とし、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

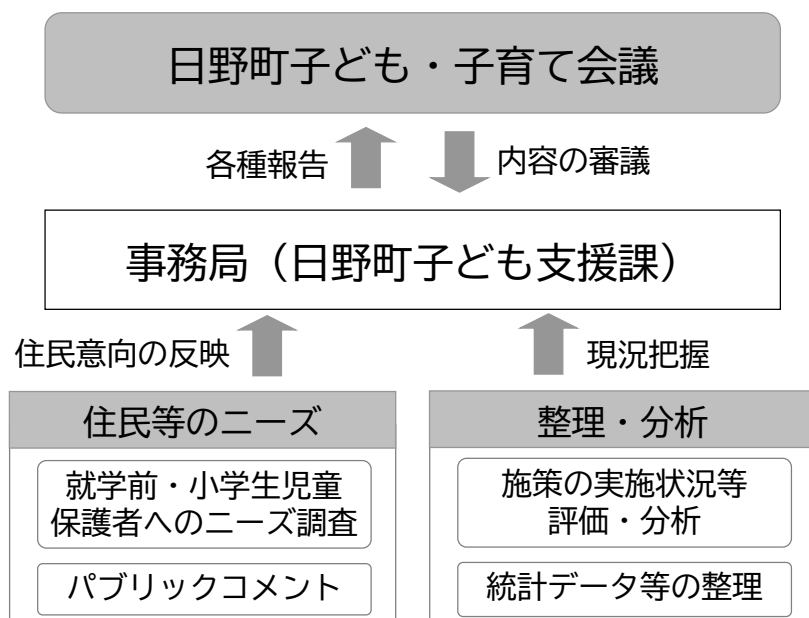
西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第2期 子ども・子育て支援事業計画						第3期 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、子どもの保護者や学識経験者、教育・保育施設関係者等で構成される「日野町子ども・子育て会議」を設置し、各種調査結果や取り組み内容等を審議していただきながら、検討・策定するものです。

また、本町における児童のいる家庭の状況及びニーズを把握するための基礎調査として、「就学前児童と小学生の保護者を対象とするニーズ調査」を実施し、これらから得られた住民の意見やニーズ等を本計画に反映するとともに、計画に対して広く住民のご意見をいただく観点から、パブリックコメントを実施しています。

【計画策定体制】



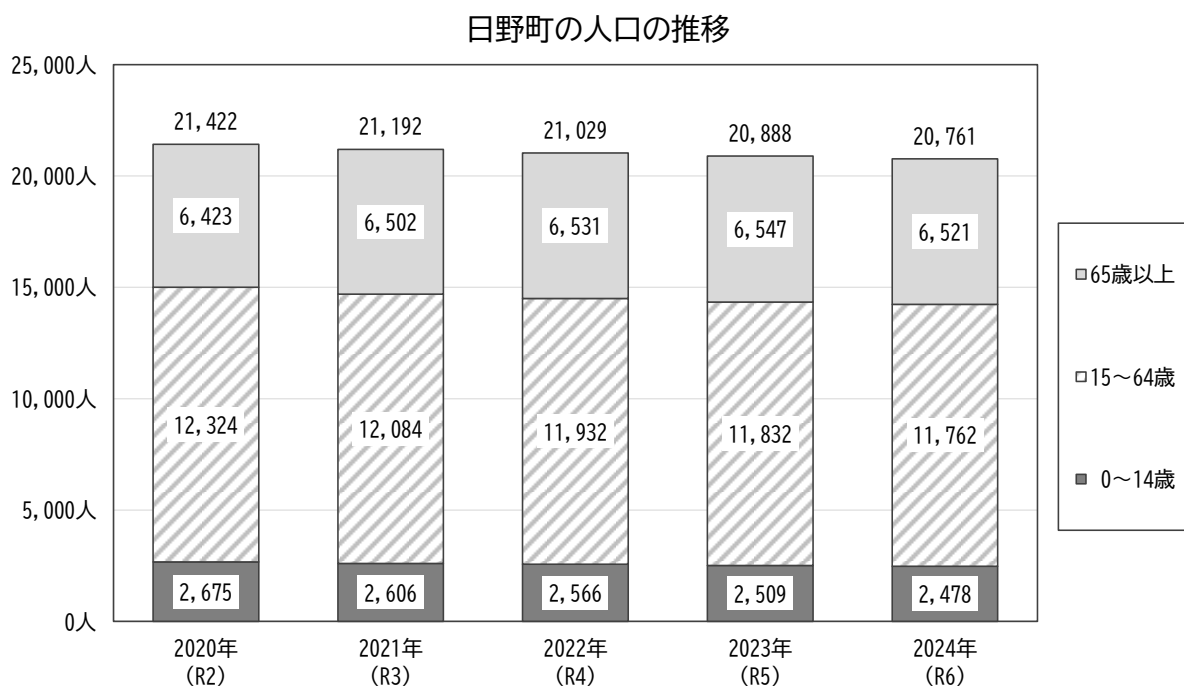
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

Ⅰ 各種統計データ等からみる現状

(Ⅰ) 総人口の推移

本町の総人口の令和2年以降の推移をみると毎年減少しており、令和2年の21,422人から、令和6年には20,761人と、4年間で661人(3.1%)減少しています。

また、65歳以上の老年人口の比率は、令和2年の30.0%から令和6年の31.4%へ増加している一方で、0～14歳の年少人口は一貫して減少しています。



	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
総数	21,422	21,192	21,029	20,888	20,761
0～14歳	2,675	2,606	2,566	2,509	2,478
15～64歳	12,324	12,084	11,932	11,832	11,762
65歳以上	6,423	6,502	6,531	6,547	6,521
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.5%	12.3%	12.2%	12.0%	11.9%
15～64歳	57.5%	57.0%	56.7%	56.6%	56.7%
65歳以上	30.0%	30.7%	31.1%	31.3%	31.4%

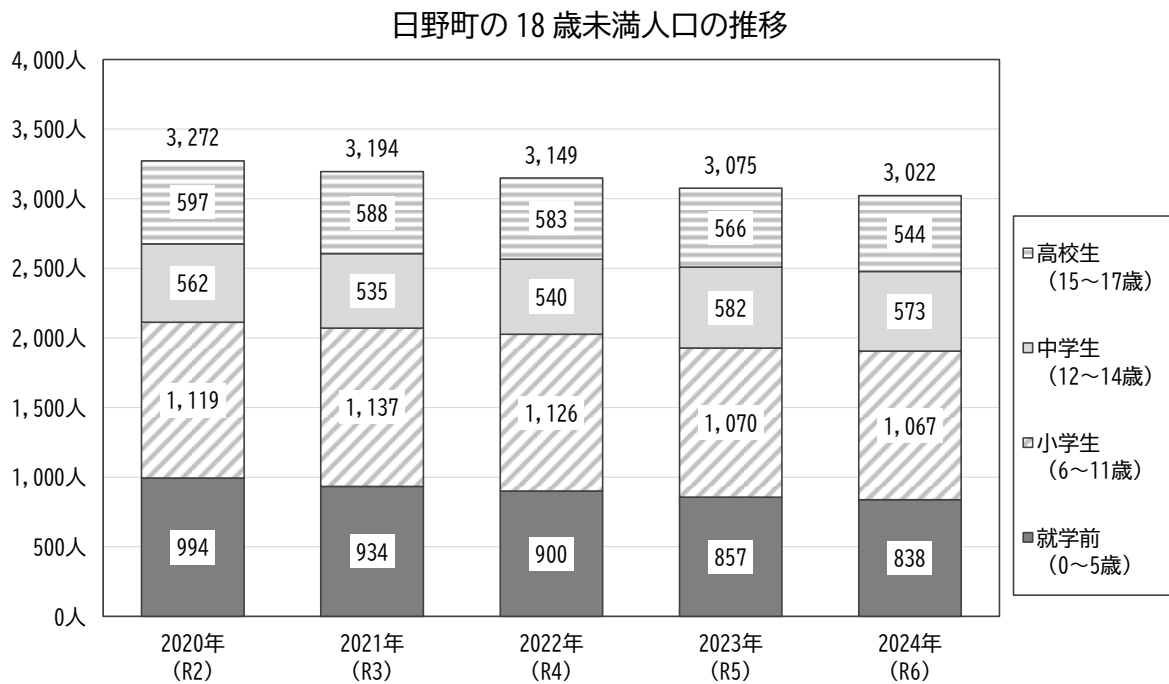
※住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 18 歳未満人口の推移

18 歳未満の子どもの人口の令和 2 年以降の推移をみると毎年減少しており、令和 2 年の 3,272 人から、令和 6 年には 3,022 人と、4 年間で 250 人（7.6％）減少しています。

年齢区分別に令和 2 年と令和 6 年を比較すると、0～5 歳（就学前児童）、6～11 歳（小学生）、15～17 歳（高校生）は減少している一方、12～14 歳（中学生）のみ増加しています。

また、18 歳未満人口の町の総人口に対する比率は、令和 2 年の 15.3％から、令和 6 年の 14.6％と、4 年間で 0.7 ポイント減少しています。



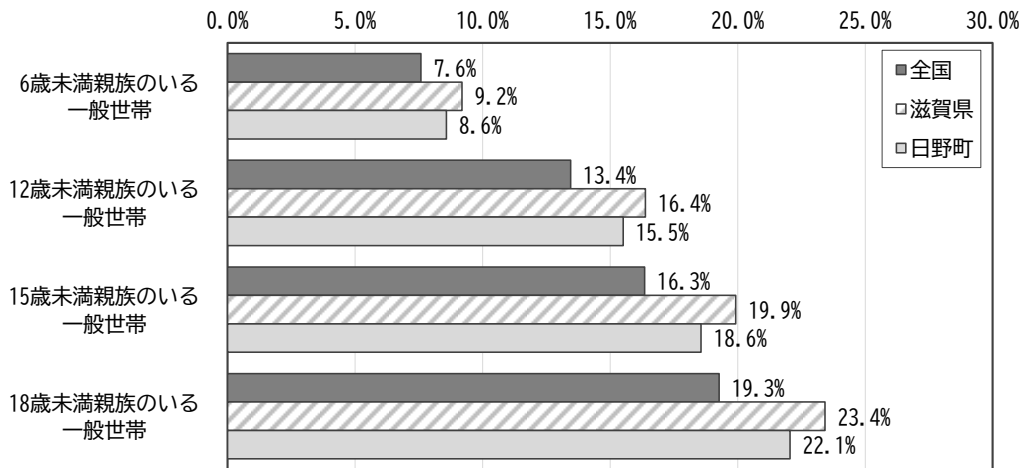
	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
18歳未満人口	3,272	3,194	3,149	3,075	3,022
就学前 (0～5歳)	994	934	900	857	838
(0～2歳)	455	440	418	384	372
(3～5歳)	539	494	482	473	466
小学生 (6～11歳)	1,119	1,137	1,126	1,070	1,067
(6～8歳)	536	568	556	533	498
(9～11歳)	583	569	570	537	569
中学生 (12～14歳)	562	535	540	582	573
高校生 (15～17歳)	597	588	583	566	544
18歳未満人口の 対人口比	15.3%	15.1%	15.0%	14.7%	14.6%

※住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）

(3) 世帯構造

本町の世帯の状況をみると、18歳未満の子どもがいる一般世帯は22.1%となっており、全国より多く、滋賀県より少なくなっています。

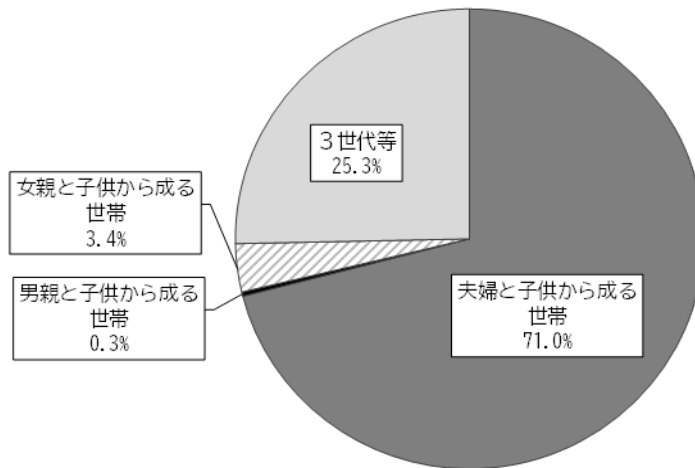
全国・滋賀県・日野町の子どもがいる世帯の状況



※国勢調査（令和2年）

6歳未満の子どもがいる世帯は679世帯であり、うち74.7%が核家族となっています。

日野町の6歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造



	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	7,918	20,564	938
6歳未満がいる世帯	679	3,012	938
核家族	507	1,985	701
夫婦と子供から成る世帯	482	1,910	670
男親と子供から成る世帯	2	6	3
女親と子供から成る世帯	23	69	28
3世代等	172	1,027	237

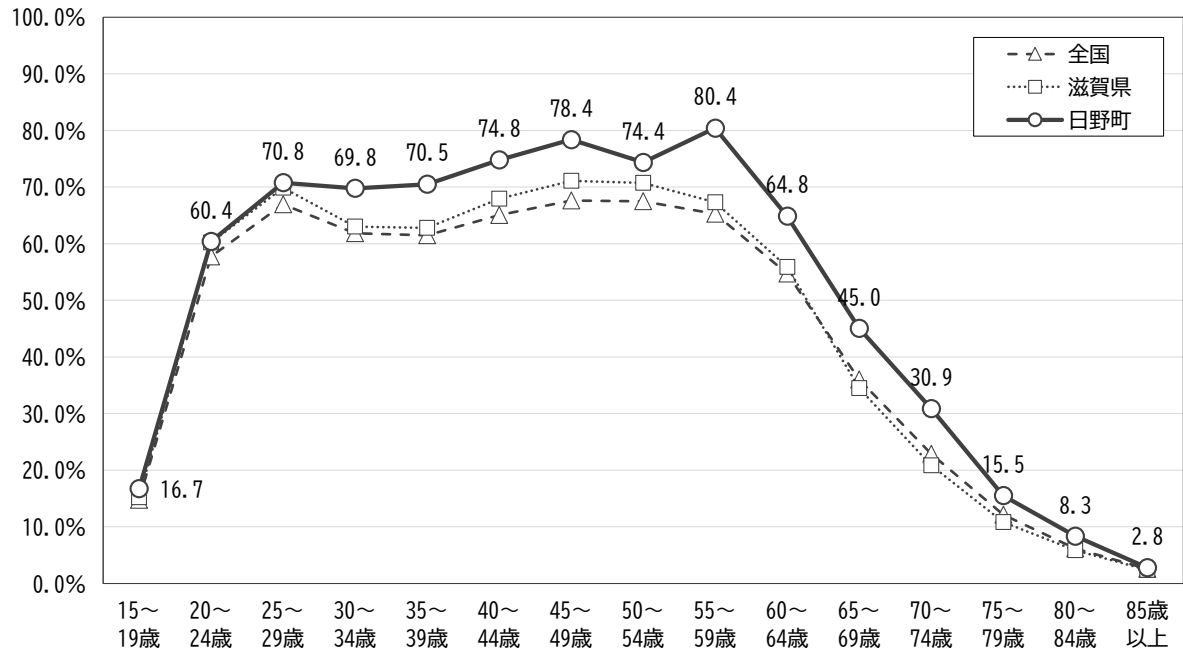
※国勢調査（令和2年）

※3世代等の世帯には、「非親族を含む世帯」を含む

(4) 女性の就業状況

令和2年の女性の年代別の就業率は、全国・滋賀県と比べて、すべての年齢層で高い割合となっています。

全国・滋賀県・日野町の女性の年代別就業率

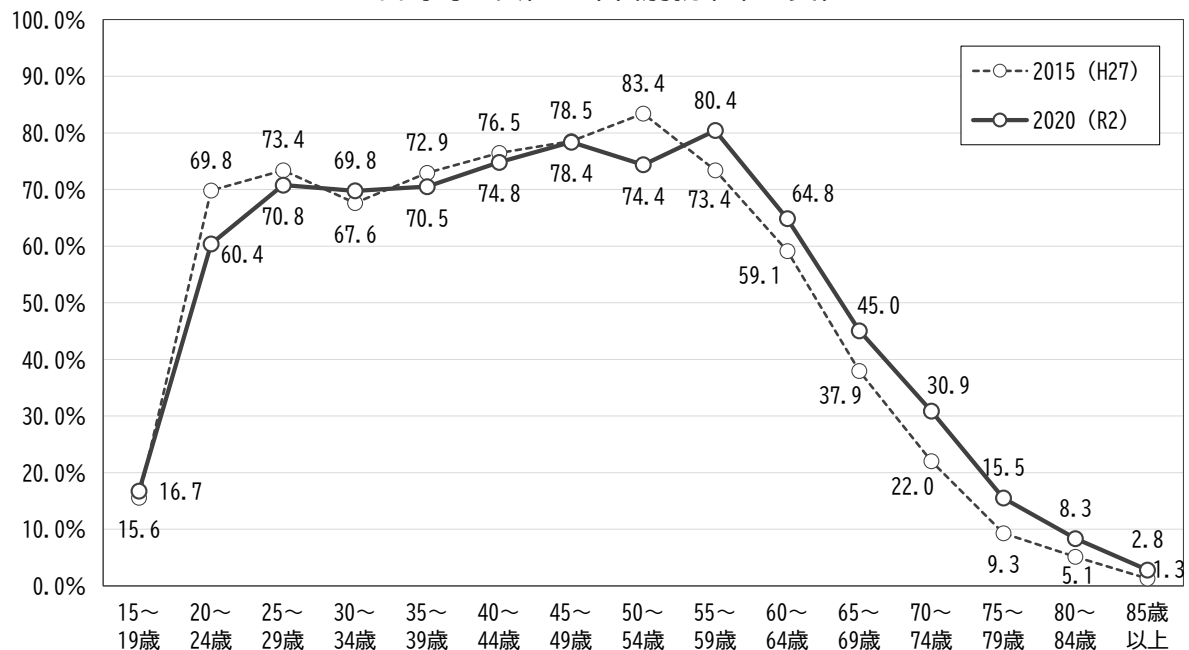


※国勢調査（令和2年）

本町の女性の就業率についてみると、平成27年では30～34歳で就業率が大きく下がっていましたが、令和2年ではその落ち込みが小さくなっています。

また、平成27年から令和2年にかけて、20～24歳の就業率が9.4ポイント、50～54歳の就業率が9.0ポイント減少しています。

日野町の女性の年代別就業率の変化



※国勢調査

(5) 各種手帳等の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

18歳未満の人口と同様、身体障害者手帳所持者数についても、減少傾向で推移しています。
また、障害の程度が最も重度な1級の手帳所持者が多くなっています。

(単位：人)

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
1級	11	11	10	9	9
2級	3	3	3	2	2
3級	1	0	0	1	1
4級	2	2	2	2	1
5級	1	1	1	1	1
6級	3	3	2	2	1
合計	21	20	18	17	15

資料：福祉保健課（各年度3月末現在）

②療育手帳所持者数の推移

18歳未満の人口が減少傾向となっている中で、療育手帳所持者数については増加傾向で推移しています。

(単位：人)

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
A（重度）	20	18	18	18	21
B（中軽度）	51	55	55	60	60
合計	71	73	73	78	81

資料：福祉保健課（各年度3月末現在）

(6) 児童虐待相談件数

児童虐待相談件数については、増減を繰り返して推移しており、令和5年度では234件となっています。

		2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
合計		239	264	291	185	234
継続／新規	新規	110	75	112	54	61
	継続	129	189	179	131	173
虐待種別	身体的虐待	63	67	59	36	46
	ネグレクト	103	113	118	60	112
	心理的虐待	68	78	110	88	75
	性的虐待	5	6	4	1	1

資料：子ども支援課（各年度3月末現在）

(7) 各種手当の受給者数

①児童手当の受給者数の推移

児童手当の受給者数については、子どもの数の減に伴い減少傾向で推移しています。

(単位：人)

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
受給者数	1,568	1,526	1,504	1,442	1,402

資料：子ども支援課（各年度3月末現在）

児童手当とは	中学生以下の児童を養育している者に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当
--------	---

②児童扶養手当の受給者数の推移

児童扶養手当の受給者数については、令和4年度以降減少傾向で推移しています。

(単位：人)

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
受給者数	193	197	197	188	159

資料：子ども支援課（各年度3月末現在）

児童扶養手当とは	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳の誕生日の年度末までの児童（又は20歳未満の障害をもっている児童）を扶養している人に支給する手当
----------	--

③特別児童扶養手当の受給者数の推移

特別児童扶養手当の受給者数については、令和2年度から増加傾向にあります。

(単位：人)

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
受給者数	41	35	37	40	46

資料：子ども支援課（各年度3月末現在）

特別児童扶養手当とは	身体又は精神に中程度以上の障害のある児童（20歳未満）を扶養している父母又は養育者に支給される手当
------------	---

④乳幼児福祉医療費助成の対象者数の推移

乳幼児福祉医療費助成の対象者数については、減少傾向で推移しています。

(単位：人)

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
助成対象者数	987	982	928	887	844

資料：住民課（各年度3月末現在）

乳幼児福祉医療費助成とは	就学前までの乳幼児の医療費における、保険診療の自己負担分の全額助成
--------------	-----------------------------------

(8) その他の状況

①自主サークル（子育てサークル）の状況

子育てサークルについて、実施か所数に変化はなく、5か所となっています。

参加人数については実施か所ごとに増減があります。令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症対策として、開催を控えたり、人数制限を設けられたことから、減少傾向となっていましたが、令和5年度には、増加傾向となったサークルが多くなっています。

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
か所数（箇所）	5	5	5	5	5
参加人数（人）	3,133	1,450	1,472	1,874	2,509
パイン	1,099	350	443	544	506
ちびっこサロン	681	397	348	422	312
仲よし会	288	74	55	217	518
子育て広場	730	468	425	551	848
さくらっこ	335	161	201	140	325

資料：子ども支援課（各年度3月末現在）

②その他地域組織活動（子ども会等）の状況

子ども会等については、組織数や加入児童・生徒数について、増減を繰り返しながら推移しています。

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
加入児童・生徒数（人）	1,004	941	707	1,053	912
指導者数（人）	238	237	172	222	217
子ども会組織数（件）	47	46	45	53	45

資料：生涯学習課（各年度4月1日現在）

③公園やその他児童関連施設の状況

町内の公園の整備状況をみると、令和6年度現在、街区公園が10か所、都市公園が3か所、児童遊園が2か所、その他公園が101か所で、合計116か所となっています。

	街区公園	都市公園	児童遊園	その他の公園	総 数
箇所数（か所）	10	3	2	101	116
面積（ha）	1.3	10.8	6.3	7.5	25.9

資料：建設計画課（令和6年4月1日現在）

2 教育・保育の状況

(1) 年度当初の保育所・幼稚園等の状況

令和6年度の4月1日時点の保育所は5か所で、個別の保育所では園児数が定員を上回っている状況です。待機児童については、毎年度数人の待機が出ており、0歳児・1歳児に多くみられます。

各保育所・幼稚園・認定こども園の概要

運営区分	施設名	定員 (人)	園児数 (人)	保育士・ 教員数 (人)
保育所		365	359	105
公立保育所	あおぞら	75	82	26
	あおぞら園鎌掛分園	30	21	9
	こばと	90	93	28
私立保育園	わらべ	90	79	23
	第二わらべ	80	84	19
幼稚園		660	239	69
公立	日野	180	80	21
	西大路	90	11	3
	南比都佐	90	10	3
	必佐	180	63	16
認定こども園（桜谷）		120	75	26

資料：子ども支援課（令和6年度4月1日・5月1日現在）

保育所の状況（全体）

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
か所数（箇所）	5	5	5	5	5
定員数（人）	365	365	365	365	365
入所者数（人）	368	362	354	348	355
うち0歳児	8	7	11	3	8
うち1歳児	63	60	62	60	50
うち2歳児	67	76	68	69	73
うち3歳児	72	68	81	68	71
うち4歳児	82	70	65	81	72
うち5歳児	76	81	67	67	81

資料：子ども支援課（各年度4月1日現在）

保育所の状況（公立）

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
か所数（箇所）	3	3	3	3	3
定員数（人）	195	195	195	195	195
入所者数（人）	201	197	191	191	193
うち0歳児	4	3	4	0	4
うち1歳児	36	33	36	35	28
うち2歳児	41	45	39	40	42
うち3歳児	36	36	44	36	36
うち4歳児	44	37	33	44	38
うち5歳児	40	43	35	36	45

資料：子ども支援課（各年度4月1日現在）

保育所の状況（私立）

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
か所数（箇所）	2	2	2	2	2
定員数（人）	170	170	170	170	170
入所者数（人）	167	165	163	157	162
うち0歳児	4	4	7	3	4
うち1歳児	27	27	26	25	22
うち2歳児	26	31	29	29	31
うち3歳児	36	32	37	32	35
うち4歳児	38	33	32	37	34
うち5歳児	36	38	32	31	36

資料：子ども支援課（各年度4月1日現在）

幼稚園の状況（公立）

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
か所数（箇所）	4	4	4	4	4
定員数（人）	540	540	540	540	540
入所者数（人）	239	208	195	176	164
うち3歳児	56	59	65	46	49
うち4歳児	88	63	65	66	49
うち5歳児	95	86	65	64	66

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

認定こども園の状況（公立）

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
か所数（箇所）	1	1	1	1	1
定員数（人）	120	120	120	120	120
入所者数（人）	93	82	79	78	75
うち0歳児	4	1	0	1	3
うち1歳児	19	9	12	4	5
うち2歳児	15	20	14	17	7
うち3歳児	19	19	20	20	21
うち4歳児	20	16	17	20	20
うち5歳児	16	17	16	16	19

資料：子ども支援課（各年度4月1日現在）

待機児童数

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
待機児童数（人）	2	3	6	4	8
うち0歳児	1	1	2	1	3
うち1歳児	0	1	3	2	2
うち2歳児	1	1	1	1	2
うち3歳児	0	0	0	0	0
うち4歳児	0	0	0	0	1
うち5歳児	0	0	0	0	0

資料：子ども支援課（各年度4月1日現在）

(2) 年度末の保育所等の状況

各年度の年度末においても、待機児童が数人出ている状況です。待機は0～2歳でみられ、3～5歳の待機児童は0人となっています。

保育所の状況（全体）

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
か所数（箇所）	5	5	5	5
定員数（人）	365	365	365	365
入所者数（人）	390	381	358	360
うち0歳児	27	28	18	14
うち1歳児	66	60	61	60
うち2歳児	69	76	67	71
うち3歳児	72	68	80	68
うち4歳児	81	69	64	81
うち5歳児	75	80	68	66

資料：子ども支援課（各年度3月31日現在）

保育所の状況（公立）

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
か所数（箇所）	3	3	3	3
定員数（人）	195	195	195	195
入所者数（人）	212	202	191	199
うち0歳児	13	10	6	7
うち1歳児	39	33	34	35
うち2歳児	42	45	39	41
うち3歳児	36	36	43	36
うち4歳児	43	36	33	44
うち5歳児	39	42	36	36

資料：子ども支援課（各年度3月31日現在）

保育所の状況（私立）

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
か所数（箇所）	2	2	2	2
定員数（人）	170	170	170	170
入所者数（人）	178	179	167	161
うち0歳児	14	18	12	7
うち1歳児	27	27	27	25
うち2歳児	27	31	28	30
うち3歳児	36	32	37	32
うち4歳児	38	33	31	37
うち5歳児	36	38	32	30

資料：子ども支援課（各年度3月31日現在）

認定こども園の状況（公立）

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
か所数（箇所）	1	1	1	1
定員数（人）	120	120	120	120
入所者数（人）	91	83	63	78
うち0歳児	5	2	0	1
うち1歳児	19	9	12	4
うち2歳児	13	19	12	17
うち3歳児	19	19	15	20
うち4歳児	19	16	13	19
うち5歳児	16	18	11	17

資料：子ども支援課（各年度3月31日現在）

待機児童数

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
待機児童数（人）	2	3	6	4
うち0歳児	1	1	2	1
うち1歳児	0	1	3	2
うち2歳児	1	1	1	1
うち3歳児	0	0	0	0
うち4歳児	0	0	0	0
うち5歳児	0	0	0	0

資料：子ども支援課（各年度3月31日現在）

3 教育・保育サービスの状況

(1) 教育・保育の認定の実績

【参考】教育・保育の認定とは

保護者が、子どものための教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について、国が定める基準に基づいた町の教育・保育の認定を受ける必要があります。認定の区分は、次の3つの区分となります。

認定区分	対象となる子ども		教育・保育提供施設
1号認定	3歳児から5歳児	教育を希望 (保育を必要としない)	幼稚園 認定こども園(短時部)
2号認定	3歳児から5歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育所 認定こども園(長時部)
3号認定	0歳児から2歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育所 認定こども園(長時部)

① 1号認定(3～5歳児で教育を希望)

1号認定の実績値については一貫して減少傾向となっています。また、いずれの年度も量の見込みを実績が下回っています。

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の見込み(人)	303	273	258	259	262
実績値(人)	246	221	208	177	164
対計画比	81.2%	81.0%	80.6%	68.3%	62.6%

(各年度4月1日現在)

② 2号認定(3歳児から5歳児で保育を必要とする)

2号認定の実績値については令和3・4年度に一旦減少し、以後増加傾向にあります。対計画比も全年度100%を超えており、増加傾向となっています。

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の見込み(人)	211	201	199	209	222
実績値(人)	269	254	253	275	292
対計画比	127.5%	126.4%	127.1%	131.6%	131.5%

(各年度4月1日現在)

③ 3号認定(0歳児から2歳児で保育を必要とする)

3号認定の実績値については令和3年度に一旦増加し、以後横ばいになっています。対計画比については令和2年度から令和4年度までは100%を超えていましたが、令和5年度以降は、ほぼ100%の値となっています。

	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の見込み(人)	175	189	188	190	191
実績値(人)	185	201	191	188	189
対計画比	105.7%	106.3%	101.6%	98.9%	99.0%

(各年度4月1日現在)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

【参考】地域子ども・子育て支援事業とは

本町が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第 59 条に規定される次の事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけます。

事業名	事業概要
①利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談等の支援を行います
②時間外保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童が、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用するものです
④子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです
⑤地域子育て支援拠点事業	核家族化や地域のつながりの希薄化にともなう家庭や地域の子育て機能の低下や、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います
⑥一時預かり事業	通常の幼稚園教育時間の終了後、及び夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かるほか、保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです
⑦病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です
⑧子育て援助活動支援事業	育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、世話したい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです
⑨妊婦に対する健康診査	妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）に係る費用のうち一定の額を公費で負担するものです
⑩乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です
⑪養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※量の見込みなし	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※量の見込みなし	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です

①利用者支援事業

見込み通りの箇所数で、相談支援等を実施しています。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	基本型・特定型（か所）	3	3	3	3	3
	母子保健型（か所）	1	1	1	1	1
実績値	基本型・特定型（か所）	3	3	3	3	3
	母子保健型（か所）	1	1	1	1	1
対 計画比	基本型・特定型	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	母子保健型	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②時間外保育事業

利用は令和3年度に一度減少しましたが、以降は微増傾向となっており、見込みの約9割の実績となっています。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	利用者数実人数（人／年）	115	116	115	119	123
実績値	利用者数実人数（人／年）	125	85	104	105	
対 計画比	利用者数実人数	108.7%	73.3%	90.4%	88.2%	

※令和6年度実績値は未確定。（以降、斜線部は同様）

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

利用は増加傾向となっており、見込みを超える実績となっています。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	利用人数（小学1年生）	73	79	80	64	61
	利用人数（小学2年生）	80	69	75	75	61
	利用人数（小学3年生）	56	70	61	66	66
	利用人数（小学4年生）	59	44	54	47	51
	利用人数（小学5年生）	59	62	46	58	50
	利用人数（小学6年生）	27	31	32	24	30
	利用人数（合 計）	354	355	348	334	319
実績値	利用人数（小学1年生）	81	99	98	90	90
	利用人数（小学2年生）	82	84	107	96	95
	利用人数（小学3年生）	65	83	90	101	96
	利用人数（小学4年生）	71	57	80	90	97
	利用人数（小学5年生）	53	59	52	76	87
	利用人数（小学6年生）	44	43	38	40	74
	利用人数（合 計）	396	425	465	493	539
対 計画比	定員（人）	111.9%	119.7%	133.6%	147.6%	169.0%

④子育て短期支援事業(ショートステイ)

過去4年間については利用がない状況です。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	延べ利用人日(人日)	62	63	61	60	58
実績値	延べ利用人日(人日)	0	0	0	0	
対 計画比	延べ利用人日	実績なし				

⑤地域子育て支援拠点事業

利用は増加傾向となっており、見込みを超える実績となっています。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	延べ利用人日(人日/年)	6,342	6,167	5,966	5,960	5,960
実績値	延べ利用人日(人日/年)	5,750	5,942	6,707	8,086	
対 計画比	延べ利用人日	90.7%	96.4%	112.4%	135.7%	

⑥一時預かり事業

在園児対象型の利用については、増減しながらも減少傾向で推移しており、見込みを下回る実績となっており、在園児対象型以外については、見込みを超える利用実績となっています。

在園児対象型		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	1号認定(人日/年)	10,336	11,381	10,963	10,754	10,754
	2号認定(人日/年)	0	0	0	0	0
	合 計(人日/年)	10,336	11,381	10,963	10,754	10,754
実績値	1号認定(人日/年)	10,529	8,377	9,860	8,879	
	2号認定(人日/年)	32	42	12	35	
	合 計(人日/年)	10,561	8,419	9,872	8,914	
対 計画比	合 計	102.2%	74.0%	90.0%	82.9%	

在園児対象型以外		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	利用者数(人日/年)	70	71	70	72	75
実績値	利用者数(人日/年)	102	198	111	145	
対 計画比	利用者数	145.7%	278.9%	158.6%	201.4%	

⑦病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

過去4年間については事業が実施できていない状況です。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	利用者数(人日)	45	45	43	41	36
実績値	利用者数(人日)	0	0	0	0	
対 計画比	利用者数	実績なし				

⑧子育て援助活動支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等もありますが、利用は増減を繰り返して推移しています。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	利用人日（就学後） （人日／年）	84	87	86	81	77
実績値	利用者数（就学前） （人／年）	81	198	111	145	
	利用者数（就学後） （人／年）	102	40	5	13	
	利用者数（人／年）	183	238	116	158	
対 計画比	利用者数（就学後） ※単位相違のため参考	(82.4%)	(217.5%)	(1720.0%)	(623.1%)	

⑨妊婦に対する健康診査

過去4年間、量の見込みを実績値が上回っています。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	利用人数（人／年）	150	148	146	140	136
	健診回数（人回／年）	2,100	2,072	2,044	1,960	1,904
実績値	利用人数（人／年）	273	215	183	189	
対 計画比	利用人数	182.0%	145.3%	125.3%	135.0%	

⑩乳児家庭全戸訪問事業

利用は増加傾向となっていますが、見込みを下回る実績となっています。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	利用人数（人）	150	148	146	140	136
実績値	利用人数（人）	99	109	109	115	
対 計画比	利用人数	66.0%	73.6%	74.7%	82.1%	

⑪養育支援訪問事業

令和4年度までは減少傾向でしたが、令和5年度で大きく増加しており、見込みを超える実績となっています。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
量の 見込	利用人数（人）	17	15	17	18	19
実績値	利用人数（人）	27	18	14	50	
対 計画比	利用人数	158.8%	120.0%	82.4%	277.8%	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

各年、必要に応じた給付を行っています。

		2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
	支給児童数（延月数）	87	80	48	36	

4 ニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

「第3期日野町子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、ご家庭の子育ての状況や町の取り組みへの意見を伺い、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

■調査の種類と実施方法■

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
就学前児童 アンケート 表記：「就学前調査」	町内の就学前児童 （0～5歳）の保護者	◇400人（無作為抽出） ◇郵送配布・郵送回収 ◇調査票に二次元コードを記載し、WEBでの回答も可能な状態で実施
小学生 アンケート 表記：「小学生調査」	町内の就学児童 （小学1～6年生） の保護者	◇400人（無作為抽出） ◇郵送配布・郵送回収 ◇調査票に二次元コードを記載し、WEBでの回答も可能な状態で実施

■配布と回収状況■

	配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	400 票	203 票	50.8%
小学生アンケート	400 票	182 票	45.5%

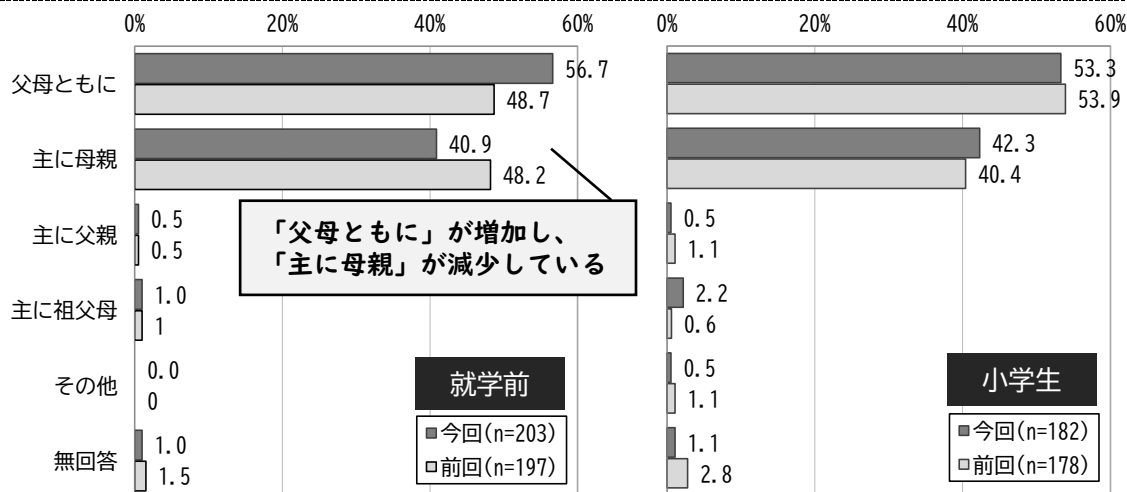
(2) 調査の結果からみる特徴と課題

子育て環境や相談体制に関する特徴と課題

①主に子育てをしている人（単数回答）

就学前問9・小学生問9

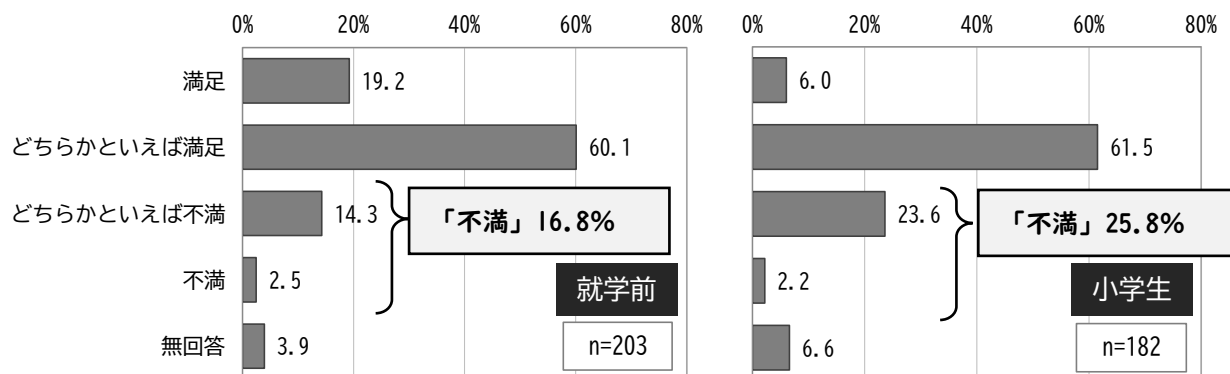
主な子育て者は、就学前・小学生調査とも「父母ともに」が約半数。就学前調査では「主に母親」が減少傾向。⇒「父親の育児参加促進」がみられるが、引き続きの取組が必要。



②子育てに関する情報提供や相談体制への満足度（単数回答）

就学前問 39・小学生問 30

子育てに関する情報提供や相談体制について「不満」を感じている人は、就学前で 16.8%、小学生で 25.8%。⇒不安や悩みの多い子育て。充実した情報提供は重要な支援。



③日常生活の困りごと・悩みの相談先（複数回答）

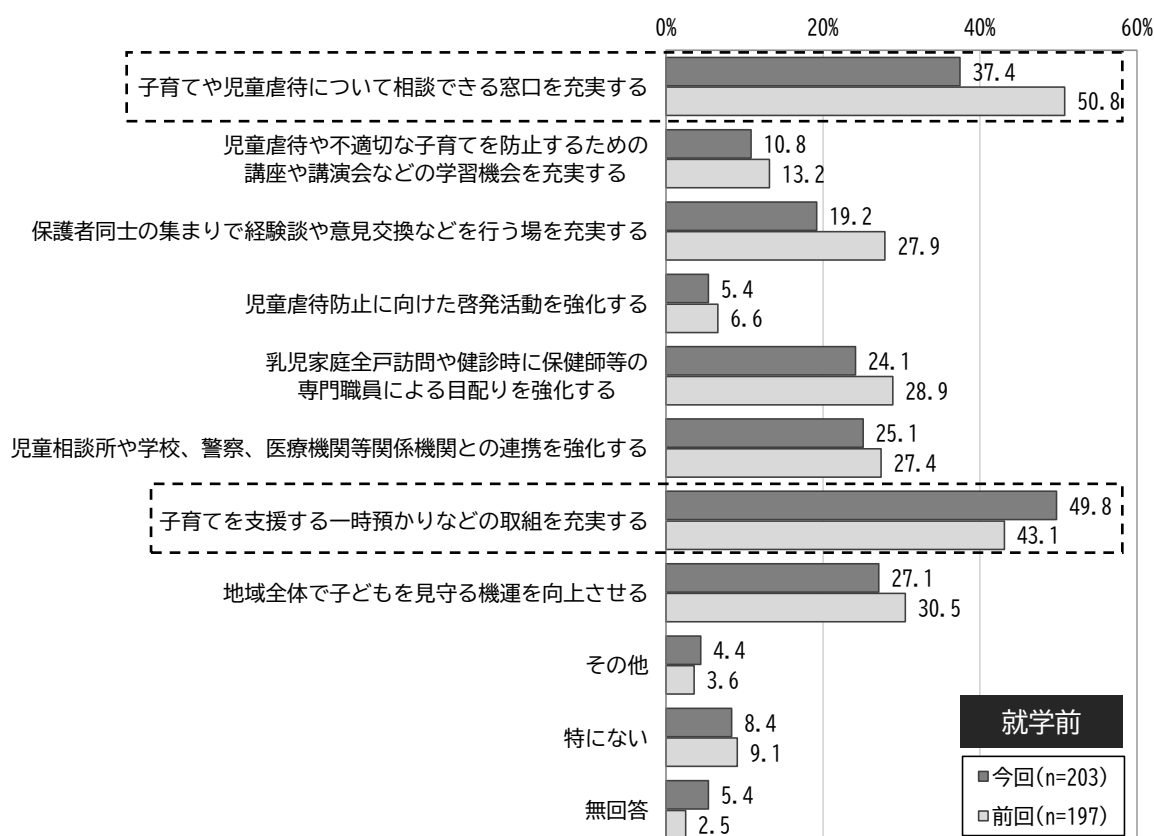
就学前問 32・小学生問 23

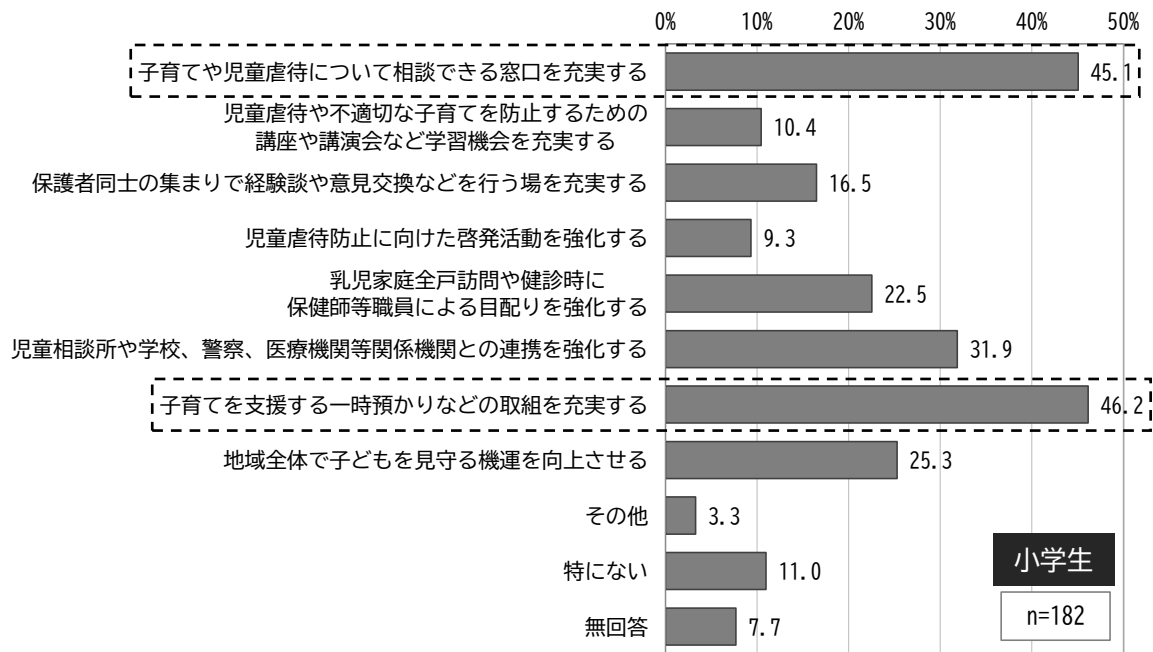
日常生活の困りごとや悩みの相談先としては、「家族や親族」「友人や知人」が多い。また、「相談先がない」という人は就学前調査で 3.9%、小学生調査で 4.9%。⇒相談先がない人を無くすためにも、相談しやすい体制づくりは重要。

子どもの人権や権利に関する特徴と課題

①児童虐待等不適切な子育ての防止のために必要な取組（複数回答） 就学前問 34・小学生問 26

不適切な子育て防止のために必要な取組としては、「児童虐待について相談できる窓口」「一時預かりなどの取組」が求められている。⇒相談できる場所のほか、レスパイトとしての一時預かり支援も重要な支援。

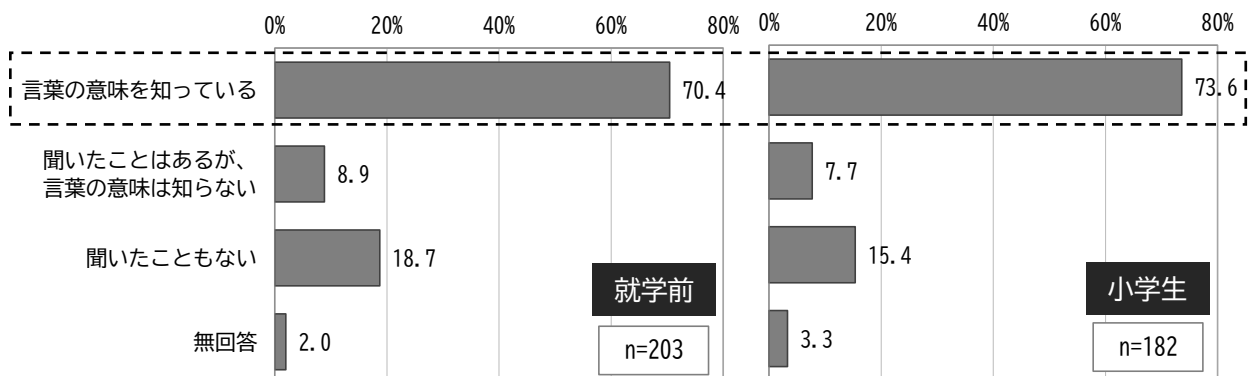




②ヤングケアラーの認知度（単数回答）

就学前問 35・小学生問 27

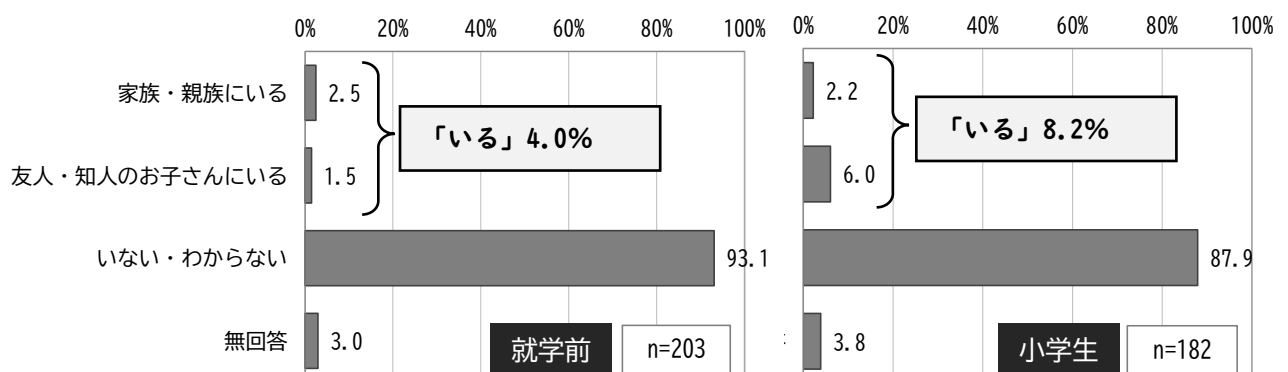
ヤングケアラーの「言葉の意味を知っている」割合は7割程度。しかし、「聞いたこともない」人も、就学前調査で18.7%、小学生調査で15.4%いる。⇒ヤングケアラーに関する認知度の向上に向けた取組が必要。



③ヤングケアラーの有無（単数回答）

就学前問 36・小学生問 28

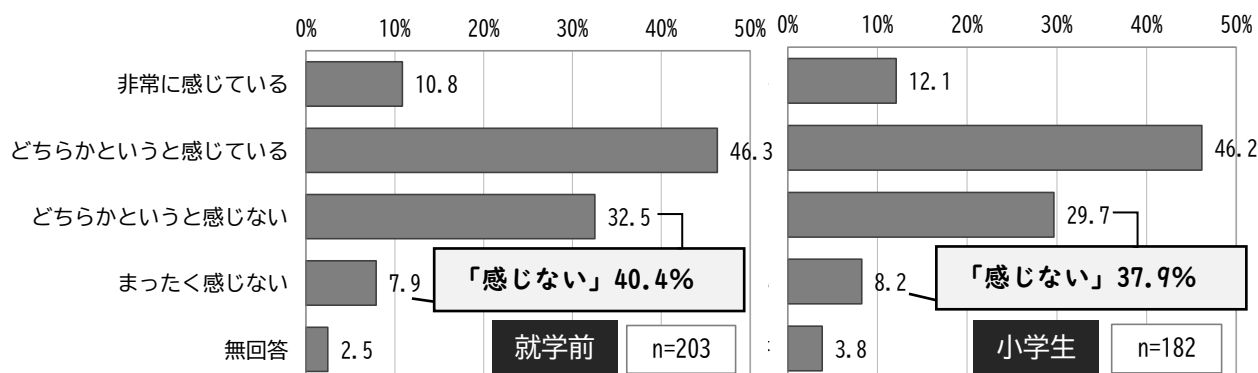
家族や親族、友人・知人にヤングケアラーがいる人は、就学前調査で4.0%、小学生調査で8.2%となっている。⇒支援体制の整備を進めていくことが必要。



子どもや子育てに係る社会・地域の環境に関する特徴と課題

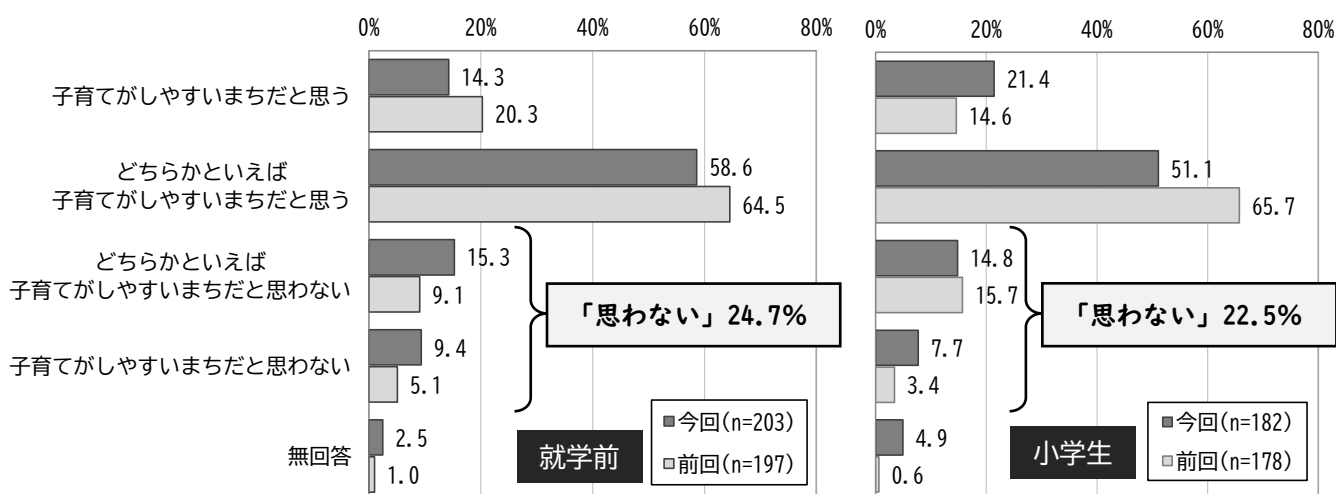
①子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか（単数回答） 就学前問 41・小学生問 32

自身の子育てが地域や社会に支えられていると感じない人は、就学前調査で40.4%、小学生調査で37.9%となっている。⇒地域の支え合いや支援ネットワークの構築に向けた支援を進めていくことが重要。また、支援者と支援を必要としている人とのつながりづくりも必要。



②日野町は、子育てしやすいまちだと感じるか（単数回答） 就学前問 42・小学生問 33

就学前・小学生調査とも半数以上が「子育てしやすい」と感じているが、就学前調査では24.7%、小学生調査では22.5%が「子育てしやすいまちだと思わない」と感じている。⇒社会・地域、行政が連携して、子育てしやすいまちづくりを進めていくことが重要。



③子育てしやすい社会にするために必要な支援（単数回答） 就学前問 45・小学生問 36

子育てしやすい社会になるために必要な支援の上位3項目は、就学前・小学生調査で同様の結果。⇒子育て世代が求める支援策のさらなる強化が求められる。

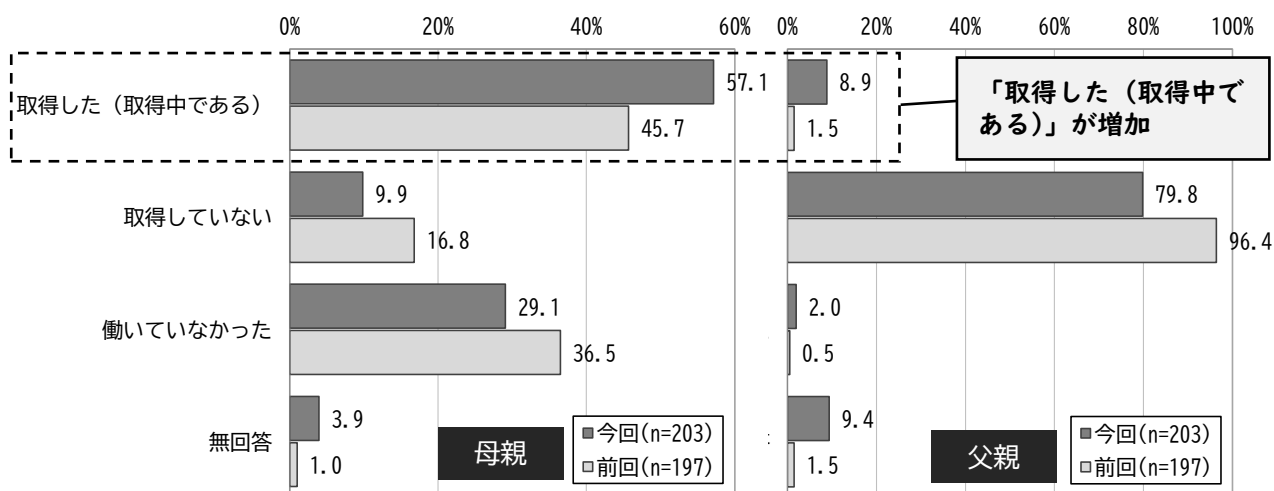
上位3項目		就学前調査	小学生調査
1位	働きながら子育てできる環境づくりを進めてほしい	74.4%	57.1%
2位	安全・安心な子どもの遊び場を充実してほしい	55.7%	41.2%
3位	子連れでも利用しやすい道路や建物・施設などを整備してほしい	52.7%	32.4%

子育てと仕事との両立に関する特徴と課題

①育児休業の取得状況（単数回答）

就学前問 26

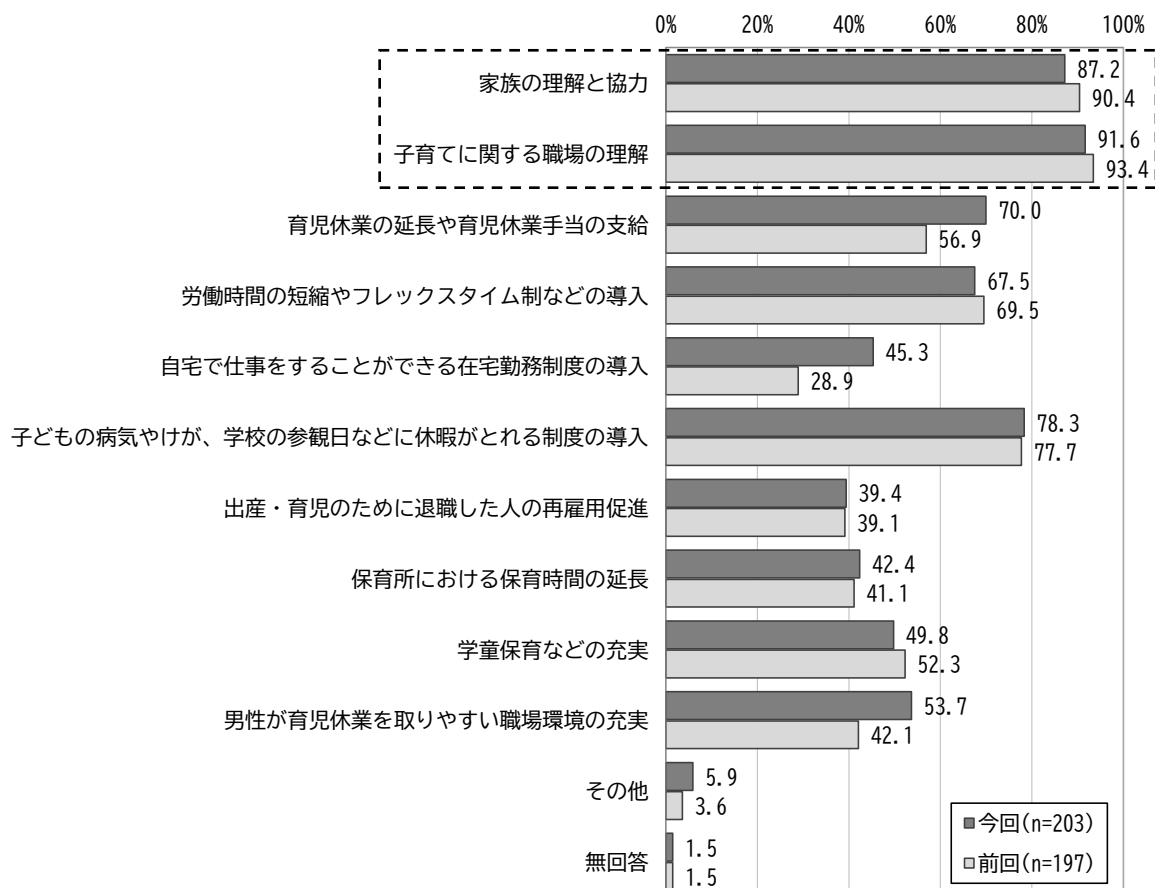
育児休業を取得した割合は、父親・母親とも増加している。また、働いていなかった母親の割合は減少。⇒共働きの増加傾向がみられる。今後も育児休業の取得促進に向けた取組が必要。



②仕事と子育ての両立に必要なこと（複数回答）

就学前問 29

仕事と子育ての両立に向けては、「家族や職場の理解」が必要と考える人が多い。また、育児休業の取得や在宅勤務制度等に関するニーズの高まりがみられる。⇒子育て支援に向けた理解促進、そして働く保護者への支援体制の充実が必要。

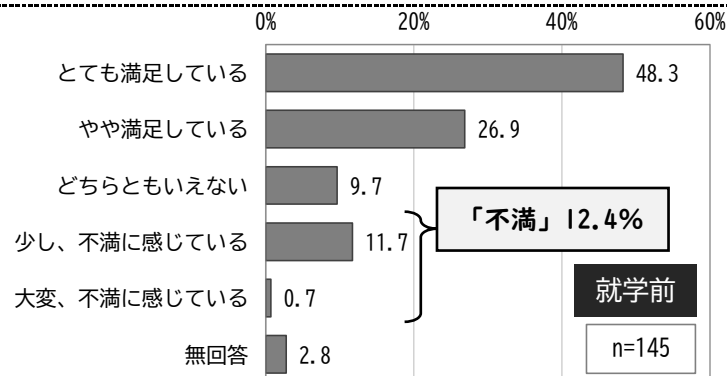


子どもの保育・教育施設や子育て支援センターに関する特徴と課題

①利用している子育て支援施設や事業に満足しているか（単数回答）

就学前問 16

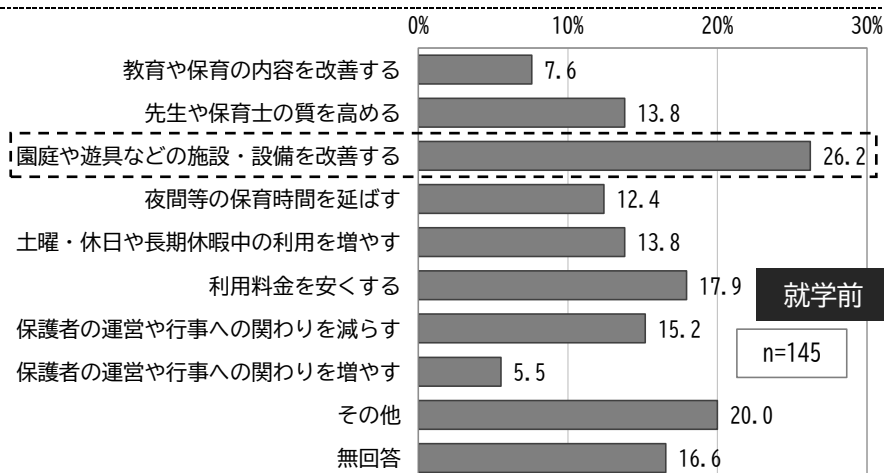
子育て支援施設や事業に、12.4%の方が不満を感じている。⇒幼稚園や保育所、認定こども園といった各施設や事業の充実が必要。



②利用している子育て支援施設や事業について、特に改善すべき点（複数回答）

就学前問 17

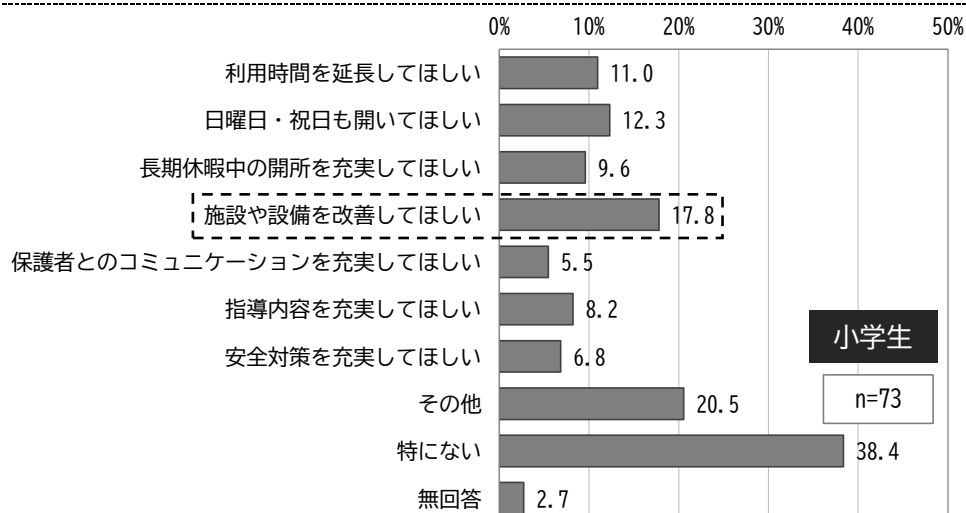
子育て支援施設や事業について「施設・設備の改善」「利用料金の軽減」が求められている。⇒改善・支援の充実が必要。



③利用している学童保育所に充実してほしい点（複数回答）

小学生問 16

学童保育所について「施設・設備の改善」が求められている。⇒改善が必要。

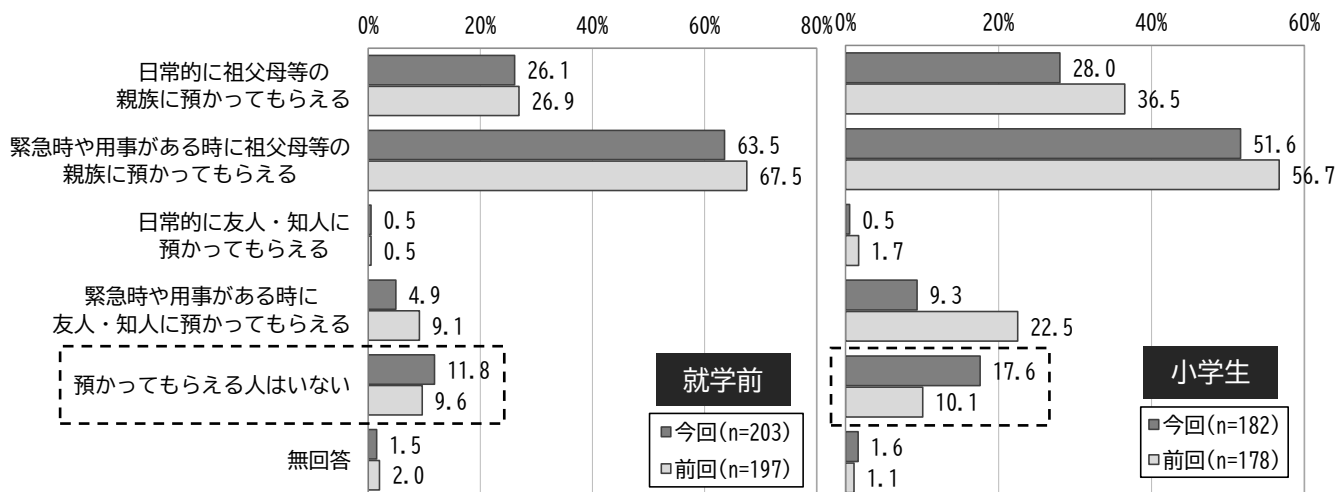


子どもの保育や預かりに関する特徴と課題

①日頃、お子さんを預けられる人がいるか。(複数回答)

就学前問 10・小学生問 10

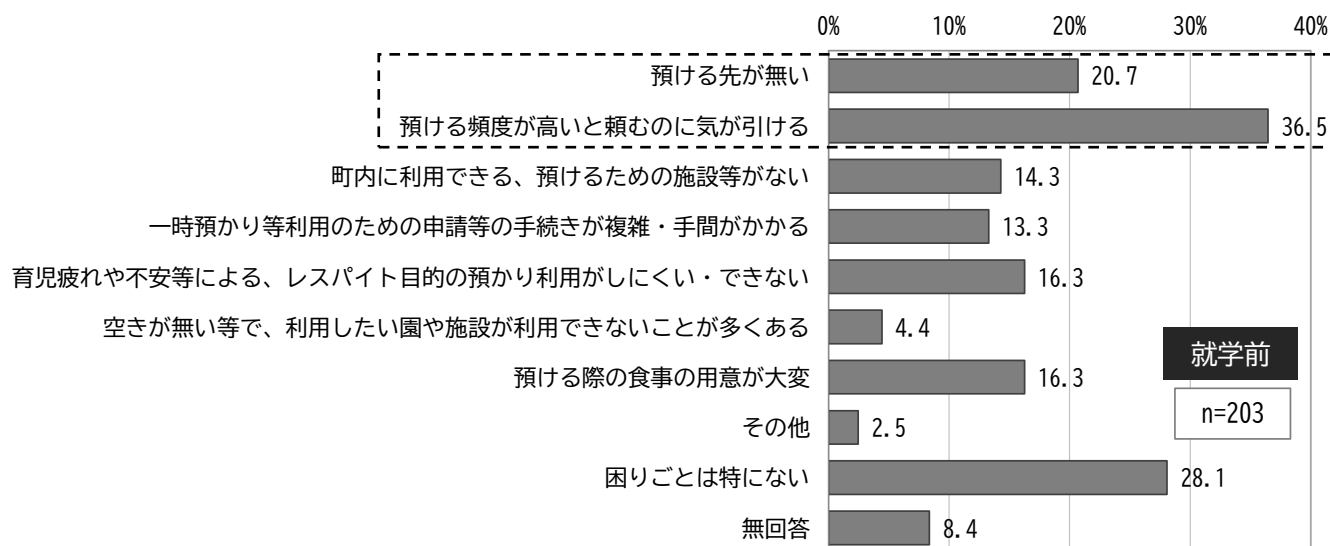
「お子さんを預かってもらえる人はいない」という人が就学前調査で11.8%、小学生調査で17.6%となっている。⇒特に緊急時の預け先がないことは、保護者にとっても負担に繋がる。地域での助け合いも含め、支援策の充実が必要。



②土日祝・長期休暇、用事がある時などの預かりについて困っていること(複数回答)

就学前問 22

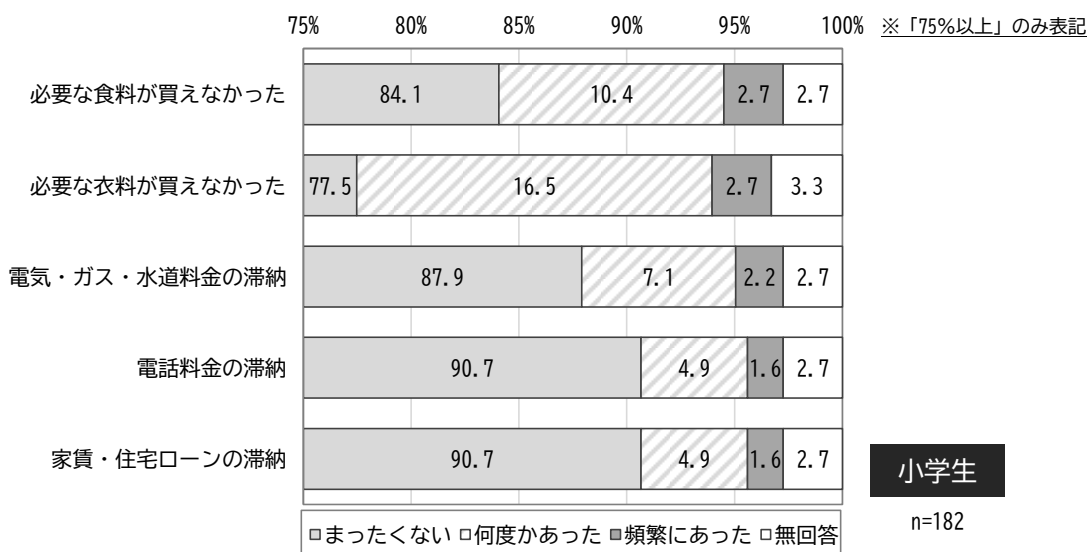
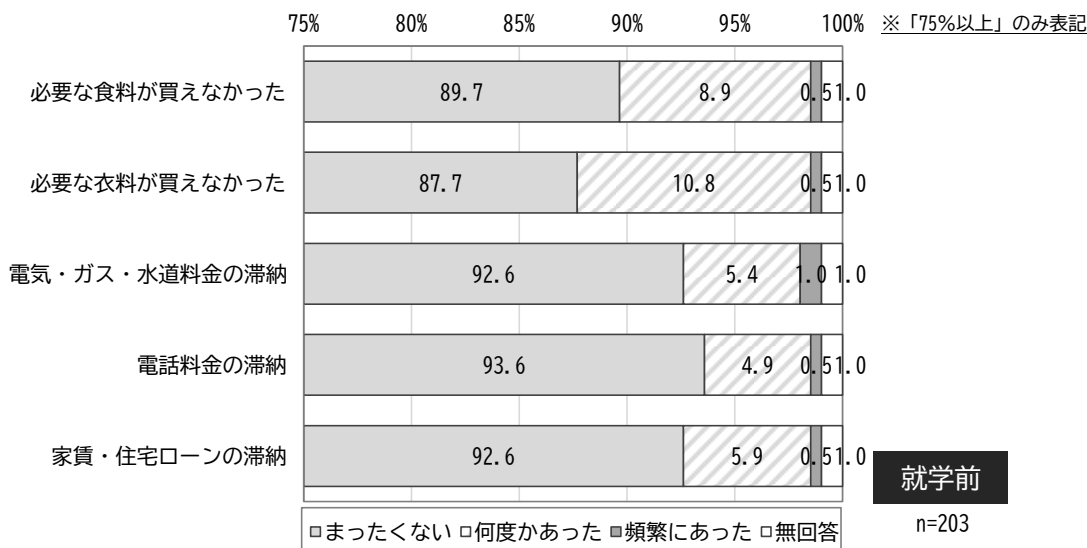
土日祝等の預かりに関して「預ける先がない」ことに20.7%の人が、「頻度が高いと気が引ける」ことに36.5%の人が困っている。⇒預け先の確保に向けた支援策が重要。



子どもの貧困・経済面に関する特徴と課題

①過去１年間に、経済的な理由による経験があったか（単数回答） 就学前問 12・小学生問 12

食料や衣料が買えなかった、電気・ガス・水道等の料金滞納があったという経験がある人は、就学前・小学生調査とも一定数みられる。⇒経済面の支援、困窮世帯への支援は重要。



全国調査結果（参考：こども大綱）

○電気、ガス、水道料金の未払い経験（こどもがある全世帯）

電気料金：5.3% / ガス料金：6.2% / 水道料金：5.3%

○食料又は衣服が買えない経験（こどもがある全世帯）

食料が買えない経験：16.9% / 衣服が買えない経験：20.9%

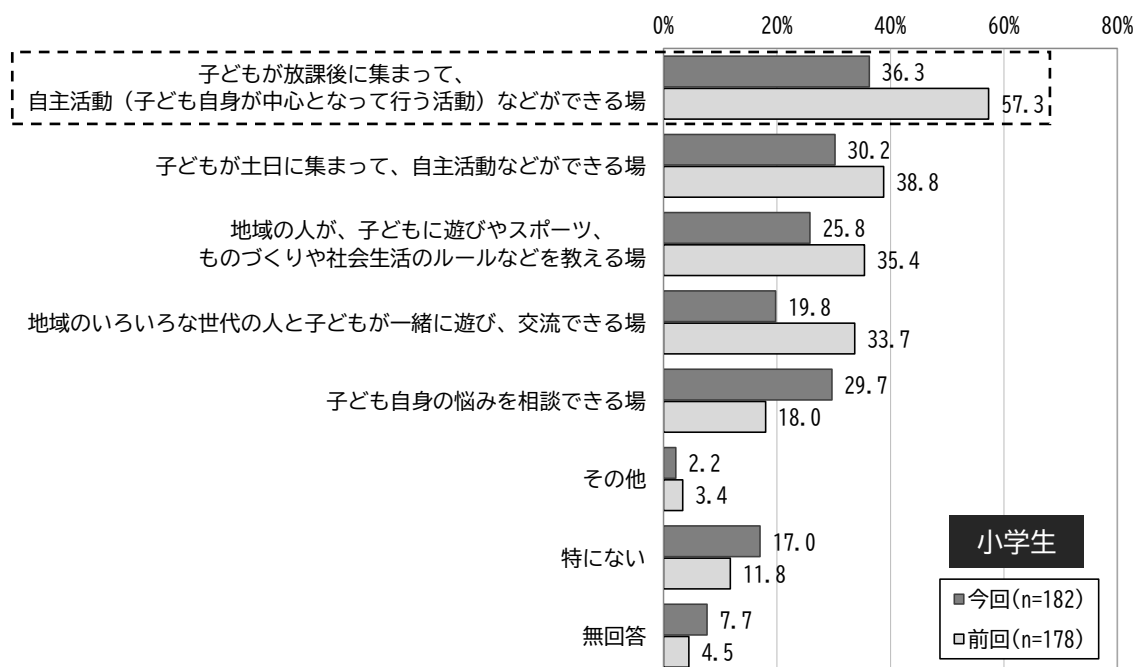
（国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」（平成29年））

子ども本人の想いに関する特徴と課題

①身近な地域で、子ども同士が過ごす場所としてあればよい所（複数回答）

小学生問 37

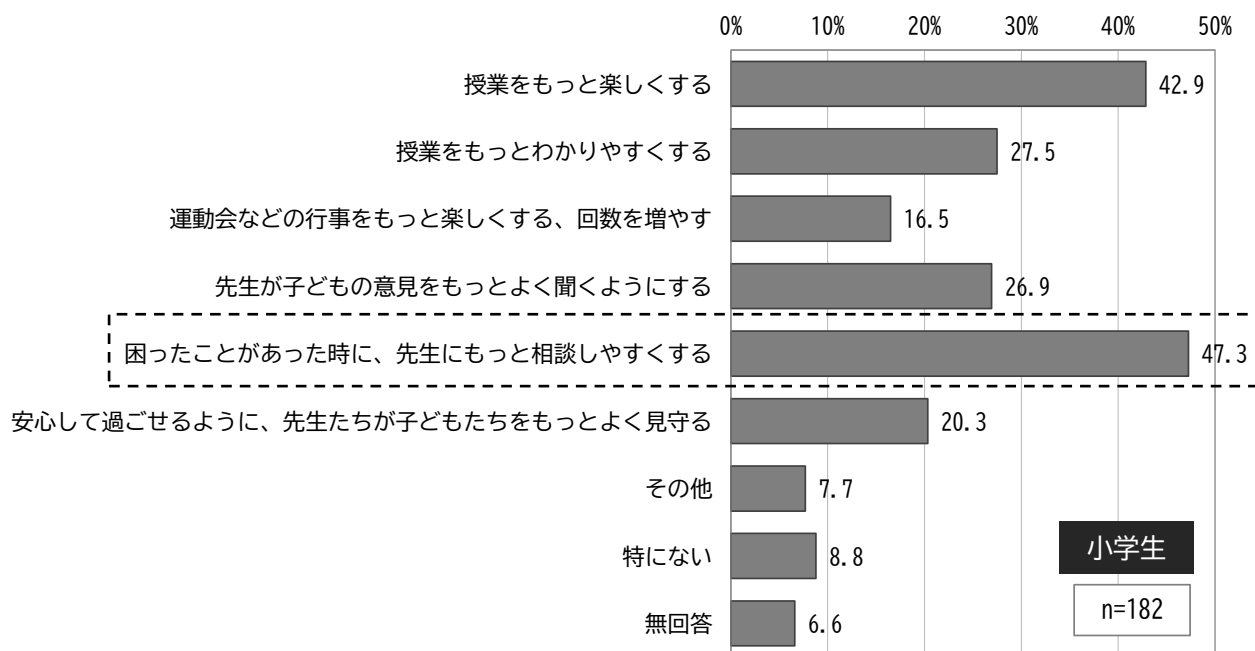
子ども同士が過ごす場所としては「放課後や土日に集まって活動できる場」や「悩みを相談できる場」が多くなっている。特に「相談できる場」のニーズが上昇。⇒子どもたちが主体的に活動できる場の他、悩みを相談できる場の充実が必要。



②小学校を今よりもっとよい学校にするために必要なこと（複数回答）

小学生問 38

よりよい小学校にするためには、「授業の楽しさやわかりやすさ」の他、「先生に相談しやすい」ことが求められている。⇒子どもたちが相談しやすい体制づくりが必要。



5 第2期計画の進捗評価

(1) 評価の方法

評価にあたっては、3つの基本目標とこれに紐づく5つの節に基づき実施する95の事業を、3つの評価基準で点数化（「A（計画通り実施）＝10点」「B（一部実施）＝5点」「C（未実施）＝0点」）。

さらに、3つの基本目標や5つの節、17の基本施策といった、より上位の枠組みで平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。（※平均値が高いほど良い評価となる）

(2) 計画全体、基本目標、節、基本施策ごとの進捗評価

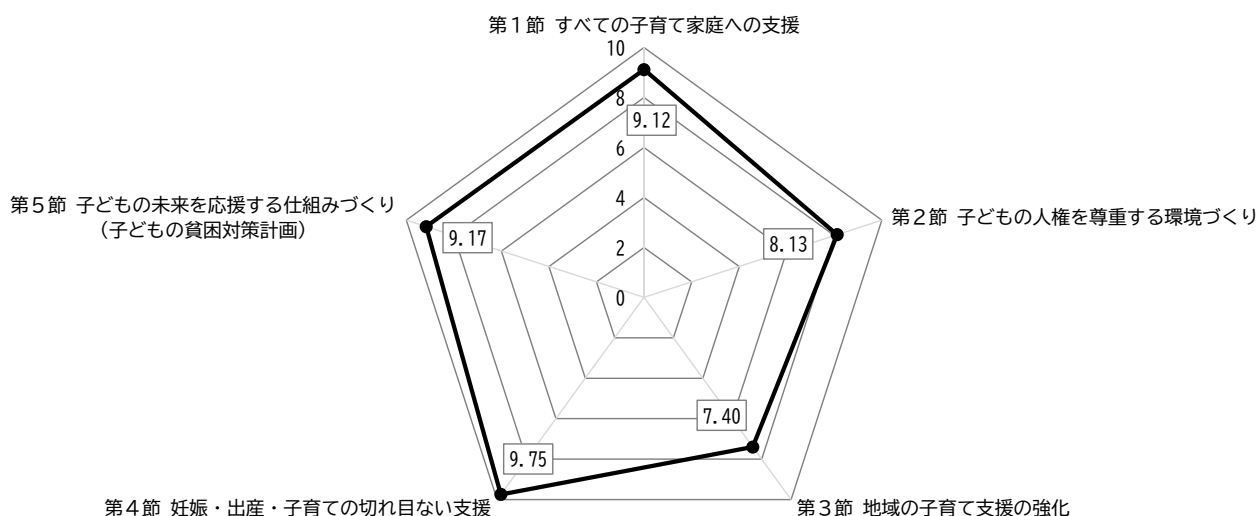
評価対象	平均値
計画全体	8.72 点
基本目標Ⅰ ゆとりをもって子育てができるまち	8.80 点
基本目標Ⅱ 子どもが明るく元気に育つまち	7.40 点
基本目標Ⅲ 安心して子どもを生み育てることができるまち	9.43 点

○計画全体の評価の平均値は8.72（概ね「A（計画通り実施）」の水準）となっています。

○基本目標の評価は、「基本目標Ⅰ」が8.80、「基本目標Ⅲ」が9.43と全体の平均値を上回っている一方で、「基本目標Ⅱ」が7.40と全体の平均値を下回っています。

○各節の評価は、「第1節」「第4節」「第5節」が計画全体の平均値を上回り、9点以上の評価となっている一方で、「第2節」「第3節」は平均値を下回っています。

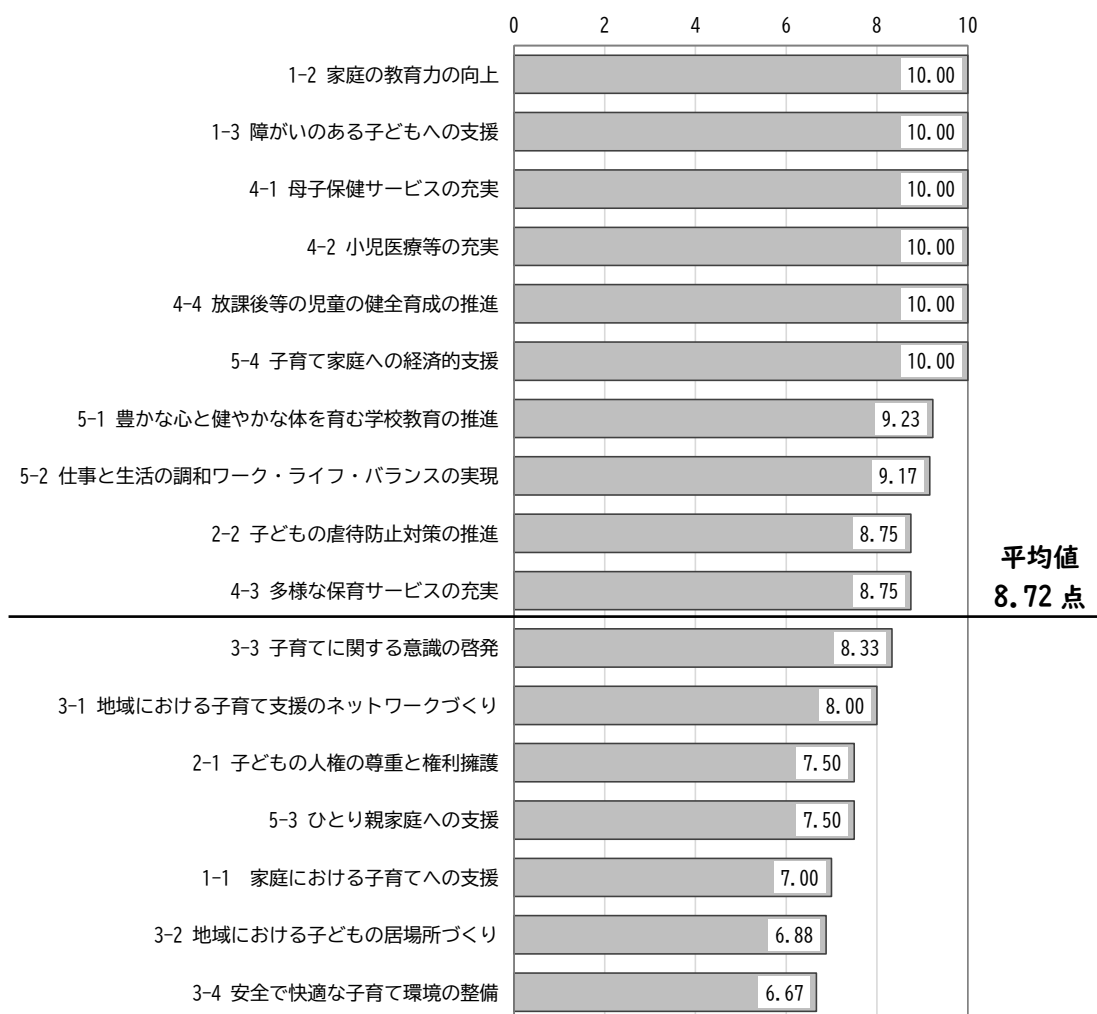
【各節の評価】



○基本施策ごとの評価としては、第1節の「(2) 家庭の教育力の向上」をはじめとした6つの基本施策で平均値が10.0と最も良い評価となっています。

○第3節の「(3) 子育てに関する意識の啓発」をはじめ、7つの基本施策の平均値が、計画全体の平均値を下回っています。

【基本施策ごとの評価】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町においては、「第1期日野町子ども・子育て支援事業計画」、またその前身の計画である「日野町次世代育成支援・後期計画」においても、『子育ての輪が広がり 子育てに夢と希望がもてるまち』を理念として掲げており、「第2期日野町子ども・子育て支援事業計画」においても、これを踏襲して基本理念と定めました。

「日野町子ども・子育て支援事業計画」の第3期計画である本計画においても、これまでの基本理念を踏襲して設定し、本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援する普遍的な理念として掲げます。

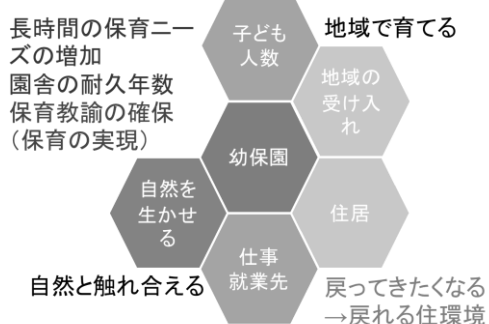
【基本理念】

子育ての輪が広がり 子育てに夢と希望がもてるまち ひの

また、「子育て環境の未来に向けての提言」における、子育て環境の将来像についても踏まえつつ、各種取組や施策の推進を図ります。

【子育て環境の将来像】

子育て環境の未来に向けて



- 地域で育てる（地域の行事や世代間交流）
- （日野町で生まれ育った人を含め）子育てしようとする人が住みたくなる住環境
- 自然と触れ合える
- 保育士の目指す保育の実現

- 子育てしようとする人が住みたくなる住環境
- 長時間保育ニーズ、保育士不足、園舎の耐用年数の超過、自然との触れ合いへの対応
- 保育者の目指す保育の実現への対応
- 地域で育てる
- 子育て環境の未来を支える体制づくり

※「子育て環境の未来に向けての提言（最終報告）」から一部抜粋

2 基本目標

基本目標1 誰もが互いに支えあい子育てできるまち

【各種調査等からみる主な関連課題等】	
・人口減少、少子高齢化の進行、核家族化が進展（※統計データより） ・「母親」が主に子育てをしている人は、減少傾向にあるが4割程度（※ニーズ調査より） ・日野町は「子育てがしやすいまちだと感じない」の割合が2割以上（※ニーズ調査より） ・情報提供や相談体制に「不満」を感じている人が1～2割（※ニーズ調査より） ・18歳未満の療育手帳所持者・特別児童扶養手当の受給者数が増加傾向（※統計データより） ・「家庭における子育てへの支援」の取り組みの進捗度が平均以下（※第2期計画評価より）	
今後の方向性	○子どもの健やかな成長にとって最も重要な役割を果たすのは、家庭における子育てです。子育て家庭が、孤独を感じることなく笑顔で子育てできるよう、誰もが互いに「支えあい」ながら子育てできる環境づくりに取り組みます。 ○それぞれの家庭の状況に応じ、性別関係なく親として、責任と愛情をもって楽しく子育てすることで良好な親子関係を築き、親自身の成長につながるさまざまな取り組みを進め、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育てを応援していきます。 ○必要な情報発信や相談体制の充実を図っていくとともに、障がいのある児童や外国籍の子ども等支援を必要とする子どもを含むすべての子どもたちが居心地よく過ごせる笑顔あふれるまちをめざします。

基本目標2 子どもが明るく元気に育つまち

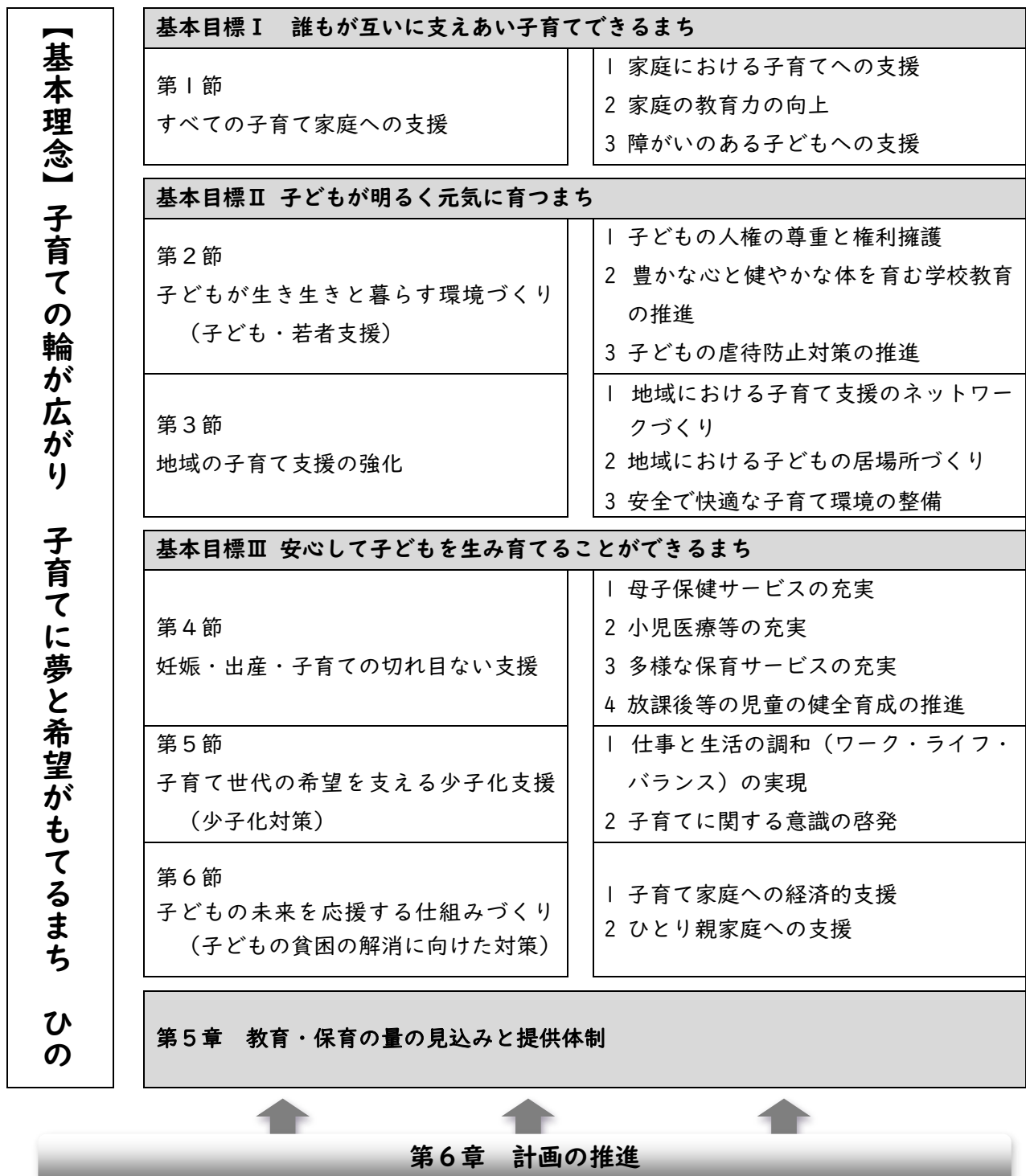
【各種調査等からみる主な関連課題等】	
・「ヤングケアラー」という言葉を知らない・聞いたことがない人が2割弱（※ニーズ調査より） ・家族や知人にヤングケアラーと思われる子どもがいる人が1割未満であるが（※ニーズ調査より） ・「子どもの人権の尊重」の取り組みの進捗度が平均以下（※第2期計画評価より） ・より良い学校にするために「先生に相談しやすくすること」を、子どもたち本人は求めている（※ニーズ調査より） ・回復傾向にはあるが、子育てサークルへの参加者がコロナ禍に減少（※統計データより） ・子ども同士で過ごす場所として「放課後や土日に集まって活動できる場所」があると良いと、3～4割の子どもが感じている（※ニーズ調査より） ・「地域における子どもの居場所づくり」「安全で快適な子育て環境の整備」「子育てに関する意識の啓発」「地域における子育て支援のネットワークづくり」の取り組みの進捗度が平均以下（※第2期計画評価より） ・こども自身の声を聞いて、子ども視点から考えていくことも重要。（※子ども・子育て会議意見）	
今後の方向性	○子どもが自分らしく生き生きと成長できる環境づくりに向け、虐待やいじめ等への早期対応・早期対応に取り組み、ヤングケアラー等社会的な支援の必要性が高い子ども含め、きめ細やかな支援を図ります。 ○本町の豊かな自然環境の中で、明るく元気に豊かな心を育むことができるよう、こどもにとって安心して過ごせる居場所づくりとともに、学習を通じてのびのびと成長できる環境づくりを進めます。 ○安心して子育てができるまちをめざし、交通事故や犯罪の被害から子どもたちを守るための取り組みを充実するとともに、子どもの遊び場づくりや安全な施設整備を進める等、親子で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

基本目標３ 安心して子どもを生み育てることができるまち

【各種調査等からみる主な関連課題等】	
	・子育て世代に就業率が下がるM字カーブは改善傾向（※統計データより） ・30・40代の女性の就業率が増加している（※統計データより） ・毎年、保育施設において待機児童が出ている（※統計データより） ・子育て支援施設や事業に不満を感じている人が約1割、施設や設備の改善が求められている（※ニーズ調査より） ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用が増加傾向、今後一層のニーズ拡充が見込まれる（※統計データ、子ども子育て会議意見より） ・保育士不足は町の大きな課題。（※子ども・子育て会議意見より） ・各種取組の推進や周知啓発、各企業等の取得支援実施等により、育児休業取得者が増加傾向、特に男性は大きく増加している（※ニーズ調査より、子ども子育て会議意見より） ・仕事と子育ての両立には、「家族の理解」や「職場の理解」が必要と考える人が約9割（※ニーズ調査より） ・子育てが地域や社会に支えられていると感じない人が約4割（※ニーズ調査より） ・土日祝や長期休暇中の預かりに関して、「預け先がない」人が約2割、「預ける頻度が高いと気が引ける」人が約4割（※ニーズ調査より） ・経済的なゆとりが「ない」が3～4割（※ニーズ調査より） ・「ひとり親家庭への支援」の取り組みの進捗度が平均以下（※第2期計画評価より） ・病児保育を求める声もある。看護師等の配置も必要な視点。（※子ども・子育て会議意見より）
今後の方向性	○安心して子どもを産み育てることができる社会・環境づくりのため、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、子どもや子育て家庭の置かれた状況などを踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図っていきます。 ○子どもをほしいと思う人が安心して子どもを生み育てることができるように、仕事と生活の調和を実現させる取り組みを促進します。さらに子どもから大人まで年齢問わず交流の機会を大切に、地域の子育て力を高め、地域全体で子どもの成長を見守ることができるよう、地域における子育て支援の意識の醸成を図っていきます。 ○本町では、子育て世帯における経済的負担の軽減を図るとともに、社会的課題である「子どもの貧困」を経済的な問題のみでなく、保護者の養育力不足などを要因とした、学力や学習意欲の低下、基本的な生活基盤である衣食住の不足、生活習慣の乱れ、心身の不健康も含めて考え、子どもが生まれ育った環境に関わらず、自分の将来に希望が持てるように総合的な支援を進めます。

3 施策の体系

本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標とこれに基づく節ごとの取り組みについて、次に体系図として示します。



第4章 総合的な施策の展開

基本目標Ⅰ 誰もが互いに支えあい子育てできるまち

第Ⅰ節 すべての子育て家庭への支援

(Ⅰ) 家庭における子育てへの支援



取り組み推進の方向性・視点



◎交流の場の充実

身近な所で気軽に相談や情報交換ができたり、親子同士が集えるように、地域子育て支援事業、保育所での園開放、親子ふれすてなど、各地域での親子の居場所を充実します。

◎家庭の子育てを補完するサービスの提供

家庭での子育てが困難となった場合にいつでも支援できるように、柔軟なサービスを提供します。

◎相談体制の整備

さまざまな悩みに対して適切かつきめ細かな対応ができるように、利用しやすい相談方法や雰囲気づくりの工夫に努めるとともに、専門性の向上を図りながら、こども家庭支援センター等をはじめとする各相談機関の連携をさらに深め、子どもの成長に合わせた継続的・総合的な対応に努めます。

◎総合的な情報提供の推進

保護者が求める情報やサービス利用など、子育てに関する情報の一元化・共有化を図り、わかりやすく活用しやすい情報提供に努めます。また、SNS等を活用した幅広い発信方法の活用を進めます。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①地域子育て支援拠点事業の推進	未就園の子どもと保護者の居場所として、つどいのひろば「ぽけっと」を開催する他、町全体の子育て施策の推進のため、保健センター、子育て支援センター、地域のサロン等との連携を深め、子育て世帯のニーズに合った子育て施策を推進します。	子ども支援課
②保育所地域活動事業（園庭開放）の充実	保育所や認定こども園等の保育機能や施設を活かし、未就園児を育てる世帯や、地域の子育てサロンとのつながりを深めるため、園庭開放や園開放などを開催します。	子ども支援課

③子育てに関する相談体制の充実	子育てに関するさまざまなニーズに対して、適切な相談体制やサービスの整備ができるよう、子育てに関係する機関や地域のボランティア等との連絡会議等を通じて連携を深めます。 子育て世帯の孤立を防ぐため、気軽に相談ができるように、相談窓口の周知、相談体制の整備・充実、子育て世帯間や地域との繋がりを深められるよう取り組みます。	子ども支援課 生涯学習課 学校教育課
④子育てに関する情報提供の推進	子育てに関する情報を入手しやすいように、町の事業や地域の子育てサロン等の情報をとりまとめ、町のホームページや広報、SNS等で定期的に情報発信を行います。 子育て支援事業を一覧にした子育てガイドマップの作成など、子育て世帯のニーズに合わせて活用しやすい多様な情報提供を推進します。	子ども支援課 生涯学習課
⑤外国籍の児童への支援	言葉や文化、風習の違いがある外国籍の児童やその養育者が安心して暮らしていくためには、情報発信や相談がスムーズにできることが重要です。 情報発信については、翻訳機能が活用できるインターネットによる情報発信の充実を図ります。相談場面においては、役場や保育園・幼稚園等に通訳を配置する他、インターネットの通訳サービスを活用し、日本語以外での相談体制の充実を図ります。	企画振興課 子ども支援課 学校教育課

(2) 家庭の教育力の向上



取り組み推進の方向性・視点



◎男性の子育てへの責任意識の醸成

男性の子育てへの責任意識を醸成するため、男女共同参画の意識づくりや男性の子育て責任につながる教育・啓発を推進するとともに、父親が参加しやすい事業の充実や条件整備に努めます。

◎家庭教育への支援

良好な親子関係を築くことができるよう、子どもへの接し方や育て方など必要な知識を習得してもらうため、保護者の集まる機会を積極的に活用し、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実を図ります。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①父親の事業参加促進に向けた条件整備	子育てを応援する事業に父親が主体的に参加できるように、開催日時やテーマ、啓発方法などを工夫し、家族で参加しやすい事業提案、情報提供、啓発を推進します。	企画振興課 福祉保健課 (保健) 子ども支援課
②男女共同参画意識の普及	令和6年3月に策定した「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～」後期計画に基づき、企業への働きかけ、家庭や学校での学習機会の充実を図るとともに、各種団体とのネットワーク化や人材育成、住民参画型の啓発事業や出前講座など多様な事業を展開します。	企画振興課 生涯学習課
③子育て学習会	子どもの健やかな成長を応援するため、子どもの成長発達や養育について、保護者が学び、体験できる機会を提供します。 就学後は、保護者が多く集まる機会に学習の機会を提供するとともに、保護者が関心をもてるように内容の見直し・充実を図ります。	生涯学習課

(3) 障がいのある子どもへの支援



取り組み推進の方向性・視点



◎ニーズに対応できるサービス等の充実

障がいのある子どもが身近な地域で安心して生活ができるように、障がい児教育や子どもの成長や発達に応じた適切な支援、サービスの充実を図ります。また、療育を必要とする子どもの増加に伴い療育体制の整備を行います。

◎総合的な取り組みの推進

強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケア等、障がいやその支援の複雑化・多様化が進む中においても、障がいのある子どもに対して、個々の障がいに応じた適切な支援を一貫して行えるよう、福祉・保健・医療・教育などの幅広い分野の関係機関が連携を図り、総合的な支援体制づくりを推進します。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①早期療育事業「くれよん」の充実	児童発達支援事業と保育所等訪問事業を実施しています。また、子どもの発達の状態や特性にあわせて、今の困りごとの解決と将来の自立と社会参加を目指し支援します。 個々の状況に応じたきめ細かな支援が行えるよう、スタッフのＯＪＴや研修機会の確保、専門職への相談や助言を得る機会の確保に努めます。 また、就園先や医療機関等との連携を推進します。	福祉保健課 (保健)
②自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいのある子どもが、生活能力を得るために必要な医療に対し給付を行います。	福祉保健課 (保健)
③未熟児養育医療費の給付	低体重児により医師が入院や療育を必要と認めた場合、その医療に対し給付を行います。	福祉保健課 (保健)
④在宅福祉サービスの充実	障がいのある子どもの健やかな成長、保護者に対する介助等の負担軽減のため、相談体制や障害福祉サービスの充実に努めます。	福祉保健課
⑤障がい児保育の充実	保育所・幼稚園・認定こども園において、障がいのある児が安心して過ごし、成長発達の支援ができるよう、早期療育事業「くれよん」や保健センター・教育相談センター等の関係機関との連携を深め、個々の児にあった保育環境の充実に努めます。	子ども支援課

⑥障がい児学童保育の充実	障害者団体等の活動を支援することにより、障害児・者の地域社会への参加と自立を促し、地域住民の理解と認識を深めることなどを目的とし、障がいのある子どもに対して、学校や家庭以外の地域に活動の場を確保していきます。	福祉保健課
⑦育ちの場におけるインクルージョンの推進	関係機関で連携し、障がいの有無に関わらず共に過ごす機会づくりを進め、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。	福祉保健課
⑧サマーホリデーサービス事業	障がいのある子どもが夏期休暇期間中に家庭以外に活動の場を持ち、子ども同士やボランティア等と接し、取り組みを通して創作的活動や心身機能の維持を行うことで、その自立を図ります。	福祉保健課
⑨障がいのある子どもに対する関係機関のネットワークづくり	障がいのある子どものライフステージに沿って、適切に医療や教育、生活の支援が切れ目なく届けられるよう、障がい児施策の総合的な取り組みを推進するために、福祉・保健・医療・教育などの関係機関により設置した「日野町地域生活支援ネットワーク会議」の活動をより充実したものとしていきます。	福祉保健課 福祉保健課（保健） 学校教育課
⑩広域連携の推進	地域の障がい児等とその家族への支援を通じて、地域での広域支援や専門的支援のニーズを把握し、滋賀県発達障害者支援センター等の支援団体との連携により、地域支援・専門的支援のニーズの共有強化しつつ、支援の充実に努めます。	福祉保健課

基本目標Ⅱ 子どもが明るく元気に育つまち

第2節 子どもが生き生きと暮らす環境づくり（子ども・若者支援）

（Ⅰ）子どもの人権の尊重と権利擁護



取り組み推進の方向性・視点



◎子どもの人権尊重の意識づくり

子どもの人権を尊重するとともに、子どもの意見が十分に反映される社会づくりに向けて、子どもの人権に対して正しい理解を深める教育や啓発を推進するとともに、子どもが積極的に意見を表明できる機会を充実させ、子どもの意見を尊重しながら各種事業を推進します。

◎人権侵害等の被害を受けた子どもへの支援

虐待、いじめ、犯罪などさまざまな人権侵害を受けた子どもに対しては、家庭、地域、学校などの関係機関の連携を図りながら、子どもの置かれている状況に応じて適切な保護を行うとともに、精神的ダメージの軽減や立ち直りを支援するための心のケアなど、きめ細かな支援に取り組みます。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①子どもの人権についての啓発・教育	すべての住民が子どもの人権に関心を持ち、理解を深められるよう、学校や地域と連携して人権教育を推進するとともに、あらゆる場面で「子どもの権利条約」についての啓発や学習の機会を提供していきます。 また、児童生徒が自分自身でもインターネットやSNSを介した被害にあわず、人権を守ることができるよう、携帯端末の適正な取扱いや、情報モラルに関する知識について、親子学習会を実施します。	企画振興課 子ども支援課 学校教育課 生涯学習課
②子どもの意見を反映する機会づくり	子どもを対象とした各種事業については、子どもの自主性や主体性を尊重するとともに、子どもの成長発達に合わせた関わり方や環境づくりについての情報提供を行います。また、子どもと保護者が主体的に参加し、子育て世帯や地域とつながりが持てる事業運営を推進します。	子ども支援課 学校教育課 生涯学習課
③被害にあった子ども等への支援体制の充実	いじめ、虐待、犯罪などの被害を受けた児童と保護者、加害側となった児童と保護者に対し、家庭、学校、関係機関の連携による組織的なサポート体制を整え、適切なカウンセリングや助言を行い、心理的外傷等のケアを行うとともに、再発予防、発生予防に取り組みます。	子ども支援課 学校教育課

④ ヤングケアラーの実態把握と支援の推進	ヤングケアラーに関する情報発信を行いつつ、日野町におけるヤングケアラーの実態把握を進め、必要に応じ、相談対応等の支援を行うことで、子どもらしい健やかな育ちを支援します。	子ども支援課
⑤ 要保護児童に関する相談窓口の設置	要保護児童当事者からの相談、家庭からの相談、虐待に関する通告など、さまざまな理由により保護が必要な子どもに関する相談を受け付ける体制を整備します。	子ども支援課 学校教育課

(2) 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進



取り組み推進の方向性・視点



◎教育内容・指導方法の充実

子ども一人ひとりの学力に応じたきめ細かな指導に向けて、指導方法の工夫や改善に努めます。また、情報化や国際化など現代的な課題に対して柔軟に対応できるよう、教育内容の充実に努めます。

◎心の教育の充実

豊かな心を育むために、総合的な学習の時間などを活用しながら、自然や福祉などさまざまなテーマを取り入れた体験型の学習機会の充実を図るとともに、命の大切さや思いやりの心を育てる道徳教育の充実に努めます。

◎心身の健康づくりへの取り組みの推進

生涯にわたる健康づくりに向けて望ましい生活が送れるように、食事などの基本的な生活習慣づくり、性、喫煙や飲酒、薬物乱用などに関する正しい知識の普及など、健康教育を推進します。また、子どもが抱える心の悩みに対して適切に対応できるよう、気軽に相談できる機会を充実するとともに、いじめや不登校、引きこもりなどの問題解決に向けて、個々の状況に応じたきめ細かな支援に努めます。

◎地域との連携による学校づくりの推進

日野の豊かな自然・歴史・文化・芸術をテーマにしたふるさと絆学習（地域学校協働活動推進事業）について、地域の人々とのふれあいやコミュニケーション体験を通して学び、ふるさと日野に愛着をもって成長する児童生徒の育成に努めます。

◎教育環境の整備

子どもにとってより良い教育環境を確保するために、教員の資質の向上や学校施設・危機管理体制の整備など、教育環境の整備を推進します。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①幼稚園教育の充実	各地域の自然や文化、人々とのふれあいなど、地域とつながりのある多様な活動を積極的に取り入れ、子どもに豊かな体験の機会を提供するとともに、地域に開かれた幼稚園教育を実施します。	子ども支援課
②授業改善に向けた取り組み	基本的・基礎的な学習内容の指導の徹底を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善に努めます。 また、小中学校の各段階で、「読み解く力」を育む取り組みを通して、児童生徒の学ぶ力を向上する取り組みを推進します。	学校教育課
③健康教育の推進	自分の健康や身体に関心をもち、自らを大切にできるように、学校保健を通じて、健康問題に関する理解や正しい知識を深める教育を推進します。	学校教育課
④心の教育の充実	豊かな体験活動を大切にし、教育活動全般において子どもの発達段階に応じた心を育む教育を推進していきます。 特に、道徳教育を計画的に推進し、「考え・議論する」道徳科の充実を図ります。	学校教育課
⑤特別支援教育の充実	すべての障がいのある子どもの心身の状況など、個々の特性に応じ、よりよい環境を整えるため、幼稚園や学校において特別支援教育を実施します。 また、福祉、保健、医療、教育などの関係機関の連携により、個々の将来を見据え、切れ目のない教育支援に取り組みます。	学校教育課 子ども支援課
⑥学校教育における思春期保健対策の推進	身体の発達と心の健康について正しい理解をさせるため、保健体育の教科をはじめ、あらゆる学習の場で各年齢に応じた身体の発達、心の健康の学習を重ねます。	学校教育課
⑦給食の充実	学校給食を「食育の生きた教材」として活用し、子どもたちが望ましい食生活や食習慣を学び、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るための基礎知識を身に付け、実践できるよう取り組んでいきます。 また、地産地消の取組みとして、給食に日野産米を提供するなど、地場産品の活用を進めます。	学校教育課 農林課
⑧学校等における食に関する指導、情報提供の充実	体験学習など教育活動を通じて児童や生徒に対して食に関する指導を行うとともに、学校（園）だよりなどを通じて保護者への栄養指導や食に関する情報を提供します。 また、自然の恩恵や食に関わる人々のさまざまな活動への理解を深めるため、農作業等の体験の機会を提供する取り組みを推進します。	子ども支援課 学校教育課 農林課

⑨保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校における保育・教育についての相互の理解を深め、幼児期から児童期へスムーズに移行できるよう、保・幼・こ・小の交流会、職員の参観や連絡会を充実します。	子ども支援課 学校教育課
⑩開かれた学校づくり	学校・地域・保護者がめざす子ども像を共有し、その実現に向けて「学校運営」「学校支援」「地域貢献」を柱に取組を推進します。	学校教育課
⑪教育環境の整備	児童・生徒にとって適切な教育環境を整えるため、施設の長寿命化計画を策定する中で計画的に施設整備、修繕を行います。 また、地域・家庭との連携を充実し、学校における危機管理体制の強化を図ります。	学校教育課
⑫いじめ・不登校等への取り組み	いじめや不登校などの児童生徒の問題行動の未然防止、問題解決に向けて、学校と連携を図りながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校外教育支援センター（適応指導教室）などによるきめ細かな相談・支援に努めます。 こうした問題への適切な支援に向けて、関係機関の連携による取り組み体制や支援のあり方を検討していきます。	学校教育課
⑬子どもの相談体制の充実	子どもがいつでも相談できるよう、スクールカウンセラー、担任の先生、養護教諭など子どもが相談できる場を充実します。 また、子どもが気軽に相談できるような雰囲気づくりとともに、多様な相談方法を取り入れ柔軟な対応に努めます。	学校教育課

（３）子どもの虐待防止対策の推進



取り組み推進の方向性・視点



◎虐待防止のための相談体制の充実

育児不安を抱えやすい乳幼児期の子どものいる家庭や、地域で孤立しがちな家庭に対して、訪問指導や乳幼児健診などの母子保健サービス、育児支援家庭訪問事業などを通じて積極的な関わりを行うとともに、専従職員による相談体制を整え、育児不安の解消や適切な支援へとつなげていきます。

◎虐待に対する総合的な取り組み体制の強化

個々のケースに対しよりきめ細かな対応かつ一貫した適切な支援ができるように、福祉・保健・医療・教育など幅広い分野の連携に加え、地域の関係機関との新たな連携・協力を図り、虐待の発生予防も含め、早期発見・対応、子どもの保護・支援、アフターケアに至るまで総合的な支援体制を整備します。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①母子保健サービスを通じた子育て支援（虐待予防）	妊娠届出時から妊娠後期、新生児訪問等における伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援）等により、支援が必要な保護者や子どもを早期発見し、必要な支援を行うことで虐待予防へつなげます。 また、支援が必要な方へは、関係機関と連携し、訪問指導や各種子育て支援サービスの勧奨により、適切な支援につなげていきます。	福祉保健課 （保健）
②児童虐待防止ネットワークの機能強化	虐待の発生予防、早期発見・対応、子どもの保護・支援、家族へのフォローを包括的に支援し、児の健やかな成長を支援するため、保健・福祉・教育等の関係者のほか、庁内関係課や警察、弁護士、医療、地域の関係機関・団体等と連携を図ります。	子ども支援課 福祉保健課 （保健） 学校教育課
③家庭児童相談の充実	こども家庭センターの設置により、子育て全般の総合窓口に専門性をもった専従職員の配置や養育訪問支援員の確保により、相談体制の充実に努めます。 虐待に関する問題などに対して早期かつ適切な対応ができるよう、子ども家庭相談センターとの連携を図りながら、相談・支援を進めます。 また、子ども家庭相談センターにつながる児童虐待ホットラインや児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知に努めるとともに、専門的な対応が必要な場合には、子ども家庭相談センターへの引き継ぎを行い対応していきます。	子ども支援課
④虐待防止の啓発	虐待の未然防止、早期発見や対応に向けて、体罰によらない子育ての推進等、町民の虐待に対する認識を深めるとともに、要保護児童の通告義務などについて、広く町民に啓発していきます。	子ども支援課

第3節 地域の子育て支援の強化

(1) 地域における子育て支援のネットワークづくり



取り組み推進の方向性・視点



◎子育てサークル等への支援

身近な地域での親子の交流の場として各地域において活発な活動が展開されるよう、リーダー育成や場所の提供など、サークル運営の支援に努めます。

◎地域での子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援機能の向上を図るため、住民をはじめ、関係団体などの相互の連携による子育て支援のネットワークづくりを推進します。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
① 子育てサポーターの養成、活動機会の拡大	地域住民による子育て支援に向けて、身近な相談者・支援者となる、子育てサポーターの養成を行います。 また、各地域の子育てサークルや他の子育て事業との連携を図り、子育てサポーターの活躍の場を広げていきます。	生涯学習課
② 子育てサークルへの支援	子育て家庭が地域で孤立することのないよう、地区社会福祉協議会の協力を得て、各地域での子育てサークル活動を支援します。 全地域での子育てサークル活動が継続的に活発なものとなるよう、核となるリーダー育成、サークルのネットワークづくりなど、保護者が主体的に運営できるサークルとなるよう支援していきます。	子ども支援課 生涯学習課
③ 青少年育成町民会議	青少年の健全育成に向けて、学校、地域、PTA、関係機関、団体などが連携を図り、青少年にふさわしい環境づくりを進めます。 より効果的な事業が展開できるように、青少年育成町民会議の活動内容の充実を図ります。	生涯学習課
④ 民生委員児童委員、主任児童委員との連携	子育て家庭に対してきめ細かな支援が行き届くよう、行政と地域住民とのパイプ役である民生委員児童委員、主任児童委員に子育て支援・見守り活動の推進を要請するとともに、連絡会議などによる緊密な連携・協力体制を整えます。	子ども支援課 福祉保健課
⑤ 地域ぐるみの子育て支援ネットワークの構築	身近な地域内で、子育てに関する悩みなどを解消し、情報交換できる環境づくりを整備するとともに、援護を求める子育て家庭を早期かつ的確に支援へとつなげられる見守り機能を備えた地域づくりを進めます。	子ども支援課

(2) 地域における子どもの居場所づくり



取り組み推進の方向性・視点



◎身近な地域での体験・交流機会の充実

学校以外で身近な地域でさまざまな体験ができるよう、自然や歴史、文化などの地域資源を有効に活用しながら、多様な体験・交流機会を提供します。

◎地域活動の推進

放課後や週末などの時間を地域で過ごすことができるよう、子ども会や社会教育団体などの地域活動を推進し、地域での子どもの居場所を充実します。

◎既存の地域資源の有効活用

乳幼児の親子から中高生まで幅広い年代の子どもが、身近な地域で安心して遊んだり、過ごせるよう、また、少子化に伴う子ども同士の交流減少に対応できるよう、豊かな自然をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、公民館などの公共施設、公園や緑地などさまざまな地域資源を有効に活用し、地域における子育て支援機能の拡大や子どもの遊び場の整備・充実を図ります。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①体験・交流活動の充実（子ども大会）	地区公民館の実行委員、子ども会役員等の協力を得て、子ども大会など地域での活動を体験する機会を提供します。 幅広い年齢の子どもが参加できるように、地域と連携を図りながら、事業の充実、見直しを進めます。	生涯学習課
②子どもが本に親しむ機会づくり	子どもが本に親しむ機会を更に充実させるため、読み聞かせを行うとともに、手遊びなどを取り入れながら、親子でふれあう機会を提供します。 乳幼児の親子から中高生まで幅広い年代の子どもが本に親しむ場を提供します。 加えて、保護者には絵本を読んで育てることの大切さを伝えます。	図書館
③世代間交流の推進	子どもに遊びやスポーツを教えるなど、生涯学習活動において、本町の特性を生かした内容を取り入れながら、世代を超えた活動機会を積極的に設け、世代間交流を推進します。 また、生活の基本である「あいさつ」を交わすことで互いに信頼関係が築ける地域づくりをめざします。	生涯学習課

④子ども会活動への支援	子どもの主体性と自主性を尊重した活動を推進するため、子ども会活動とともに、中学生なども含めたリーダーの育成などを支援します。校区間での情報交換を行いながら、各地域における活動の活性化に努めます。	生涯学習課
⑤少年少女スポーツ団体、文化活動への支援	スポーツ、文化を通じて子ども同士の交流を促進するため、地域の各種団体によるスポーツ活動、文化活動への支援や指導者の育成・確保に努め、活動の充実を図ります。	生涯学習課
⑥公民館における子育て支援の充実	地域のさまざまな活動の拠点となっている公民館で、地域住民のニーズを踏まえながら、地域の団体、サークル、ボランティアなどが連携し、子育て支援の場を拡充します。 また、夏休み等長期休暇中の開放を実施し、幅広い年齢層が集える場所づくりを進めます。	生涯学習課
⑦学校施設等の活用	地域の活動の場として、小中学校の運動場や屋内運動場などを開放します。	学校教育課 生涯学習課
⑧地域の施設等の活用	雨の日でも子どもたちが過ごせる場の確保に努めます。また、親子や中学生・高校生も含めた子どもたちが集える場の確保に向けて、働きかけをしていきます。	子ども支援課 生涯学習課

(3) 安全で快適な子育て環境の整備



取り組み推進の方向性・視点



◎ゆとりのある住環境の整備

ゆとりある環境の中で子育てができるよう、子どもが集える公園等の改良・整備を計画的に推進するとともに、子育て世帯の憩いの場の確保など快適な住環境の整備に努めます。

◎安全対策の強化

子どもの安全を確保するために、学校や地域、関係機関などとの連携を図りながら、交通事故や犯罪などの危険から子ども自身が身を守るための教育を推進するとともに、防犯などの安全設備の整備や地域全体で子どもの安全を見守る活動を強化します。

◎子育て家庭が生活しやすい環境の整備

子育て家庭が生活しやすいように、道路や公共施設などにおける子育てバリアフリー化等、子どもの視点に立ったやさしい環境づくりを推進します。また、公共交通網の充実については、子ども・子育て支援としてはもちろん、高齢者施策との連携も図りつつ、町としての課題として対応策の検討を進めます。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①快適な居住環境づくりの促進	日野町の安全で安心な都市公園づくり（防災・安全）の計画に基づき都市公園の長寿命化に継続して取り組みます。また、景観づくりや憩いの場の確保、緑あふれる豊かな自然環境の維持に努めるなど、良好な生活環境の研究・充実に努めます。	建設計画課 交通環境政策課
②防犯体制の強化	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、警察、行政、学校、地域、PTA等が連携を図り、防犯活動を推進し、防犯体制の強化を図ります。また、住民の防犯意識を高めるため、日野町防犯自治会を中心に啓発活動を行うとともに、自主防犯団体の活動を支援していきます。	交通環境政策課 学校教育課 生涯学習課
③交通安全対策の推進と充実	子どもたちの交通安全の確保のために、学校、警察等との連携による、交通安全教室を推進し、交通安全意識の高揚に努めます。また、通学路の点検や危険か所の改善や安全対策を行う「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全確保に努めます。	交通環境政策課 建設計画課 学校教育課
④子育て家庭が利用しやすい道路・公共交通の整備	子どもや保護者が利用しやすい公共交通機関の編成に努めるとともに、交通事業者や近隣市町との連携の中で、子育て家庭が利用する施設や必要とするサービスに配慮した公共交通サービスを提供し、利用促進に向けた情報収集と発信に取り組みます。 また、定期的に道路の安全点検を行い、歩道の段差解消、道路の幅員の確保などを進め、子どもや保護者が安全に移動できる歩行空間の整備を進めます。	交通環境政策課 学校教育課 建設計画課
⑤公共施設における子育てへの配慮	親子連れや子どもが公共施設を利用しやすいように、バリアフリー化を進めるとともに、親子トイレ、授乳スペース、託児スペースなど子どもや子育てに配慮した設備の整備に努めます。	総務課 建設計画課 生涯学習課 子ども支援課
⑥地域における健全な育成環境づくり	青少年育成町民会議の活動の一つとして、各地域でのあいさつ運動など、地域で子どもたちを見守る活動を実施します。 また、日野町少年センター及び日野町少年補導委員会等関係機関によるパトロールを実施し、子どもが健全に過ごせる生活環境を確保します。	交通環境政策課 生涯学習課

基本目標Ⅲ 安心して子どもを生み育てることができるまち

第4節 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

(1) 母子保健サービスの充実



取り組み推進の方向性・視点



◎利用しやすいサービスの提供

保護者の多様なニーズを踏まえながら、実施体制の見直し・充実を図り、利用しやすいサービスの提供に努めます。

◎きめ細かな取り組みの推進

乳幼児期のすべての親子に目を向けられるように、訪問指導をはじめ、サービス未利用者、健診などにより特別な支援を必要とする子どもなど、個々の親子の状況に応じたきめ細かな取り組みを推進します。

◎多様な情報提供の推進

母子の健康づくりに向けて、現在の母子の実態やニーズを踏まえながら、病気や発達、食事や栄養、事故防止など多様な内容を積極的に取り入れるとともに、提供方法を工夫しながら、効果的に適切な情報を提供していきます。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①妊産婦相談	妊娠期から子育て期まで切れ目のないよう、伴走型相談支援を行います。母子健康手帳交付時に、妊婦全員にアンケート、面接を行い、相談に応じます。 妊婦の心身の健康状態、家庭環境、育児の協力体制等について聞き取り、必要に応じて早期に支援ができるよう努めます。また、妊娠8か月アンケートを行い、必要に応じて支援につなぎます。 妊娠期から健やかに出産前後を過ごせるよう、支援の充実を図ります。	福祉保健課 (保健)
②発達相談	乳幼児健診又は相談などにおいて、精神発達面で精査が必要になった乳幼児に対して、臨床心理士による相談を実施します。 乳幼児に対しての関わり方について正しい理解と認識を深めるとともに、乳幼児の発達を促すために、今後も継続していきます。	福祉保健課 (保健)

③栄養相談	乳幼児期から適切な食習慣が身に付けられるよう、栄養や食事などに関して個別相談・指導を行います。 今後も希望者に対して適切な指導や情報提供を行います。	福祉保健課 (保健)
④新生児訪問	母親が育児不安を多くもつ時期の産後2か月頃までの間に、新生児全員を対象に助産師又は保健師が訪問し、新生児の状況を確認するとともに、母親の相談に応じます。 3つの質問票を用い、産婦のメンタルヘルスの状況も確認しています。必要に応じて訪問や電話等で継続支援ができるように努めます。早期支援につながる有効な事業であることから、今後も継続していきます。	福祉保健課 (保健)
⑤すくすく広場	子どもの発達状況の確認とともに、保護者同士が交流したり、情報交換できるよう、乳幼児の親子が集まれる場を提供します。 助産師や管理栄養士、保健師が個別相談に応じます。効果的な支援につながるよう、事業を充実していきます。	福祉保健課 (保健)
⑥乳幼児健診	乳幼児の身体発達及び精神発達についての健康状態を把握し、健康障害の有無や早期発見、早期対応を図ります。 健診結果に基づき、必要な支援につなげるとともに、保護者の子育ての相談に応じ、保健指導や子育て支援を行います。 受診率の向上を図り、未受診児の状況把握にも努めます。	福祉保健課 (保健)
⑦産後ケア事業	出産後1年未満の母子に対して、医療機関や助産所で、宿泊や日帰り、産後の心身のケア、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制づくりを行います。	福祉保健課 (保健)
⑧プレママサロン	妊娠7～9カ月頃の妊婦同士の交流ができるサロンです。妊婦同士で気になっていることなどのお悩み相談や情報交換の場を提供します。	福祉保健課 (保健)
⑨子育て体験教室	パートナーと妊婦、そのご家族を対象とし、安心して出産・育児に臨める準備を行うため、子育て体験を通じて出産・育児に向けた知識を深めます。	福祉保健課 (保健)
⑩プレコンセプションケア	子どもを授かる前から生活や健康の正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、元気で満ち足りた心と体づくりができるよう、保育所、学校や地域等に講師を派遣します。	福祉保健課 (保健)
⑪親子教室	健診などで発達の課題がみられたり、親子の関わりに不安の強い保護者と子どもに対して、遊びなどを通じて健やかな発達を支援します。 対象児童の増加やニーズの多様化などに対応できるよう、専門的機能を生かし、事業を充実していきます。	福祉保健課 (保健)

⑫地域における食育活動の推進	子どもたちが正しい食習慣を身に付けられるよう健康推進員などが中心となって、子どもの発達段階に応じた食育教室を推進します。	福祉保健課 (保健)
⑬乳幼児における食に関する情報提供	子どもの発達段階に応じた正しい食に関する知識を身に付けてもらうため、乳幼児健診、離乳食教室、すくすく広場などあらゆる機会を通じて保護者に食に関する情報を提供していきます。	福祉保健課 (保健)
⑭妊産婦健康診査の公費助成	妊産婦健康診査の費用を助成することにより、積極的な受診を勧めるとともに妊産婦および胎児の健康管理の向上を図り、健やかな出産を迎えるための支援をします。	福祉保健課 (保健)
⑮不妊に関する情報提供	不妊に悩む方への支援として、不妊相談等の情報を提供していきます。	福祉保健課 (保健)
⑯不育症治療費用の助成	不育症の経済的負担軽減を図ることを目的に、不育症の検査および治療に係る費用の一部を助成します。	福祉保健課 (保健)

(2) 小児医療等の充実



取り組み推進の方向性・視点



◎小児医療体制の整備

良質かつ適切な小児医療を受けることができるよう、町内医療機関や県との連携を図っていきます。

◎子どもの危険回避のための情報提供

病気などの誘発や症状の悪化を防ぎ適切な対応ができるよう、日常的に健康などについて相談できる、かかりつけ医の推進を図るとともに、学校や地域など多くの人が集まる機会を積極的に活用し、大人だけでなく子どもも含めた救急法、応急処置などの学習機会を推進します。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①かかりつけ医の推進	子どもの健康について相談したり、緊急時に適切な対応ができるよう、身近な地域でのかかりつけ医への受診を促進します。	福祉保健課 (保健)
②小児救急電話相談の普及	小児の夜間、休日における急変時の保護者の不安を解消し、適切な受診を促すため、「短縮ダイヤル#8000番」の普及を図ります。	福祉保健課 (保健)
③救急法の学習機会の提供	子育てボランティア養成講座や健康推進員の養成講座において、救命講習を実施し、救急医療につなぐ初期対応の普及に取り組むとともに、大人だけでなく子どもも含めた応急手当や救急法の啓発を行います。	子ども支援課 福祉保健課 (保健) 学校教育課

(3) 多様な保育サービスの充実



取り組み推進の方向性・視点



◎保育ニーズに対応したサービスの提供

保育ニーズの増加や多様化に対応するため、保育所での受け入れを拡大するとともに、時間外（延長）保育の実施など、サービスの充実を図ります。

◎保育サービスの質の向上

子どもの成長にとって望ましい保育サービスが提供されるよう、保育士の資質の向上、保育内容の充実、施設整備や専門職の配置など、保育サービスの質の向上に努めます。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①保育所の整備・機能の充実	保育ニーズに応じて保育を実施するため、定員の確保に努めます。また、地域に開かれた保育所として多様な保育サービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。	子ども支援課
②保育士の資質の向上	日野町幼児教育研究会を中心に、研修や園内研究を進め、保育士の質の向上に努め、さまざまなニーズに対応できる保育士を育成していきます。	子ども支援課
③保育内容の充実	子どもが主体的に活動し、人権意識、豊かな感性や創造性を育めるよう、さまざまな体験や交流活動を取り入れ保育内容の充実を図ります。	子ども支援課
④給食の推進	乳幼児の栄養バランスのとれた食生活を推進するために、保育所において、地場産食材なども積極的に取り入れ、創意工夫をした給食を実施します。	子ども支援課

(4) 放課後等の児童の健全育成の推進



取り組み推進の方向性・視点



◎利用しやすい事業の展開

保護者の子育てと仕事の両立を支援しつつ、子どもたちが友人たちと快適に楽しく過ごせるよう、多様なニーズに対応していきます。また、利用しやすい事業を展開できるよう、指導者の資質の向上を図る機会を充実するとともに、サービスの質の向上に努めます。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①放課後児童健全育成事業の充実	放課後、保護者が不在となる小学校児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を推進していきます。 利用ニーズの拡大への対応に向けて、施設の拡大や人材確保におけた課題の共有を図ります。	子ども支援課

第5節 子育て世代の希望を支える少子化支援（少子化対策）

（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現



取り組み推進の方向性・視点



◎仕事と子育ての両立に関する広報・啓発の推進

子どもの保護者と企業の双方に対して、働き方の見直しや育児休暇制度などの関係法制度の広報による啓発や情報提供を行い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれるよう意識改革を促します。また、女性をはじめとした子育て中の就業者に配慮した就労環境の推進に向けて、企業の理解と協力を求めています。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①各種関係法令、支援制度の普及啓発	誰もがやりがいや充実感を感じながら働く一方で、子育て等の家庭の時間や地域活動への参加など個人の時間をもてる健康で豊かな生活を送るため、さまざまな機会を通じ、育児・介護休業法、女性活躍推進法、働き方改革関連法等の関係法令の周知・啓発に努めます。	商工観光課
②多様な働き方の実現に向けた啓発	すべての人が、仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働きやすい職場環境と労働時間の短縮・弾力化、テレワークや在宅等の働き方の選択肢の拡充に向けた啓発活動に努めます。 日野町女性活躍推進計画に位置づけた「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～」後期計画に基づき、地域や職場等においてワーク・ライフ・バランスの理解と推進を図るため住民や町内企業への意識啓発を実施し、女性の職業生活を推進します。	商工観光課 企画振興課
③育児休業制度の普及啓発	育児・介護休業法や育児休業、就労支援に係る各種制度について周知を図るとともに、町内企業に対しては、育児休業制度や短時間勤務制度の啓発など、子育てと仕事が両立できる環境整備について働きかけます。	商工観光課
④再雇用・再就職の促進を図る情報提供と啓発	育児休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくり、再雇用制度の導入などの周知・啓発活動に努めます。 女性活躍支援施設つどいのひろば「ぽけっと」でハローワークと同様の求人情報の閲覧、就労相談会の開催など、出産や育児により一時退職した女性の再就職を支援する取り組みを関係機関連携のもと進めます。	商工観光課 企画振興課

⑤ 育児休業利用の確保	保護者の望む期間に育児休暇を取り続けられるよう、また、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設は特定地域型保育事業を利用できるよう、環境整備を進めるとともに、情報提供や相談支援を行います。	子ども支援課
⑥ 企業の体制支援	厚生労働省が女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況の要件に応じて認定する「えるぼし認定」や仕事と生活の調和など一定の基準を満たした企業を子育てサポート企業として認定する「くるみん認定」の周知、仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進など関係機関連携のもと進めます。	商工観光課

(2) 子育てに関する意識の啓発



取り組み推進の方向性・視点



◎子育て支援の意識づくり

地域全体の子育て支援の意識を高めていけるよう、地域での世代間交流などを通じて、子どもとの関わりを深めながら、子育て支援に対する理解と協力を求めています。

◎地域住民による子育て支援の取り組みの推進

地域の人々の情報、知恵や経験などを子育て支援に有効に生かしていけるよう、子育てサポーターやボランティアなど地域での子育て支援の人材の育成・確保を行い、地域における子育て支援の活動を充実します。

◎次代の親づくりへの支援

将来親となって子どもを生み育てたいと思えるように、家庭の大切さや子育ての良さを伝える教育や啓発を推進するとともに、総合的な学習の時間や地域の行事などを通じて、異年齢間の交流や乳幼児などとふれあう機会を充実します。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
① 地域で子どもを育てる意識づくり	地域で子どもを育てる意識づくりに向けて、地域と子どものつながりを日常的に深めていきます。	子ども支援課
② 地域の子育て支援活動の推進	地域の高齢者や子育ての経験者などのさまざまな経験や知識を子育て支援にも生かしてもらえよう、地区社会福祉協議会と連携・協力を図り、地域での子育て支援活動の機会を提供します。 地域の人々が積極的に参加できるよう、各種研修を開催するなどボランティア及びリーダーの育成を行います。	子ども支援課 生涯学習課

③乳幼児とのふれあいの促進	学校以外でも身近な地域で乳幼児とふれあう機会をもち、将来子どもを産み育てたいと思えるように、小学生から中高生まで幅広い年齢の子どもを対象に、子育てに関わる事業やイベントなどへの参加や協力を求める機会を提供します。	子ども支援課 生涯学習課
④マタニティマークの普及啓発等	母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダー等を配布するとともに、マタニティマークについて普及啓発を推進するなど、妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。	福祉保健課 (保健)
⑤インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るための啓発	携帯電話やスマートフォン、インターネットやSNSを通じて、出会い系や学校裏サイトなどの有害サイトと呼ばれる情報に簡単にアクセスでき、犯罪に巻き込まれる可能性があることを広く啓発し、子どもの安全を守る取り組みを進めます。	交通環境政策課 学校教育課 生涯学習課
⑥子どもに関する交通ルール周知・啓発	近年の道路交通法などの改正により、チャイルドシート着用義務化、自動車後部座席シートベルト着用義務化、幼児二人同乗自転車が規定されたことを受け、交通安全に対する保護者の認識を高めるための啓発を推進します。	交通環境政策課

第6節 子どもの未来を応援する仕組みづくり（子どもの貧困の解消に向けた対策）

（１）子育て家庭への経済的支援



取り組み推進の方向性・視点



◎経済的支援の充実

子育て家庭の生活を支援するため、児童手当などの各種手当の支給や医療費の助成など、経済的な支援の充実に努めます。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①保育料の適正化	幼児教育・保育の無償化を適切に実施するとともに、保育所等の利用者負担についても、所得に応じた保育料や家庭状況に応じた減免措置を行うなど適正な保育料の設定を図ります。	子ども支援課
②各種手当の支給	子育て家庭に対して、児童手当、児童扶養手当（ひとり親家庭）、特別児童扶養手当（障がいのある子ども）などの給付を行い、養育費の支援を行います。	子ども支援課 学校教育課
③福祉医療費の助成	乳幼児、小・中・高校生等、障がいのある子ども、ひとり親家庭に係る医療費の助成を行います。制度の周知を図るとともに、今後も継続して取り組みます。	住民課

（１）ひとり親家庭への支援



取り組み推進の方向性・視点



◎ひとり親家庭への自立支援

生活全般にわたってさまざまな負担を抱えているひとり親家庭に対し、子育てをはじめとする日常生活や就業など総合的な相談に応じるとともに、適切な支援へとつなげていきます。

【取り組み】

事業名	事業内容・方向性	担当課
①母子（父子）家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭に生活援助、保育サービス、日常生活に対する支援が必要となった場合に、活用できる施策につなげます。	子ども支援課
②ひとり親家庭への相談体制の充実	ひとり親家庭の自立支援に向け、関係機関と連携し、生活や就労など全般にわたる相談・支援を行います。 また、ひとり親家庭福祉推進員や民生委員児童委員などとの連携を図りながら、ひとり親家庭に対して事業の周知を行い、適切な支援へとつなげていきます。	子ども支援課

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

Ⅰ 子ども・子育て支援制度の概要

(Ⅰ) 制度の全体像

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

【子ども・子育て支援制度の概要図】

子どものための教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
施設型給付 ・認定こども園（0～5歳） ・幼稚園（3～5歳） ・保育所（0～5歳） 地域型保育給付 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ④子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥一時預かり事業 ⑦病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑨妊婦に対する健康診査 ⑩乳児家庭全戸訪問事業 ⑪養育支援訪問事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
子育てのための施設等利用給付	施設等利用費 ・施設型給付を受けない幼稚園 ・預かり保育事業 ・認可外保育施設 等
現金給付（児童手当法等に基づく児童手当の給付）	
仕事・子育て両立支援事業	・企業主導型保育事業 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

第3期計画 新たに記載
（⑩～⑬はR7施行）
（⑭以外は努力義務）

国主体

(2) 教育・保育の場

①子どものための教育・保育給付

子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じて多様な教育・保育の場があります。
それぞれの施設などの利用時間や利用できる保護者の条件などは次のとおりです。

●幼稚園（3歳～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う学校

利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施
利用できる保護者	制限なし

●保育所（0歳～5歳）

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者 ※62 ページ参照

●認定こども園（0歳～5歳）

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

【0～2歳】

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

【3～5歳】

保護者の就労状況に関わりなく教育・保育を一緒に受ける 保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用できる	
利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施、園により延長保育も実施
利用できる保護者	制限なし

●地域型保育（0歳～2歳）

少人数の単位で0～2歳の子どもを保育する、市区町村の認可事業

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

【地域型保育の4つのタイプ】	
家庭的保育 (保育ママ)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で、1対1で保育を行います

②子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園や預かり保育、認可外保育施設等の利用に係る支援を行います。

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園 (3～5歳)	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部 (3～5歳)	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外(無認可)保育施設 (0～5歳)	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育園における保育料の全国平均額までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業 (3～5歳)	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 (0～5歳)	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

③地域子ども・子育て支援事業

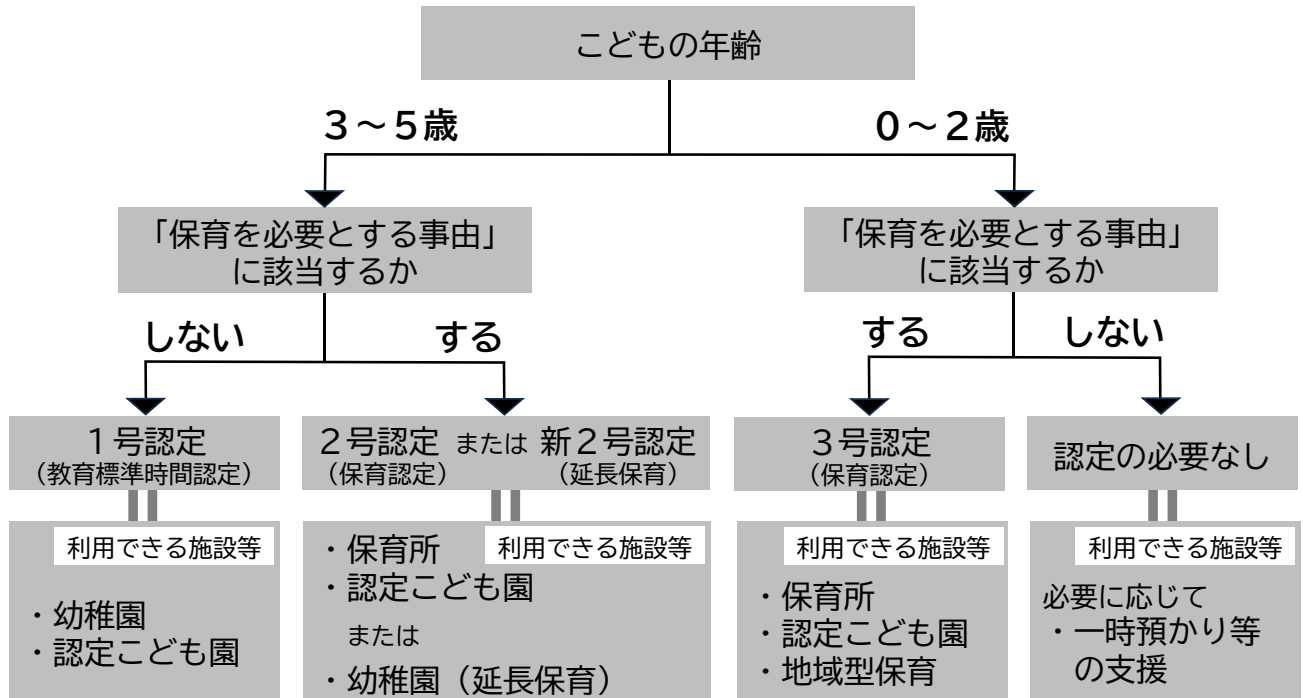
本町が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第 59 条に規定される事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけます。

既存の事業	事業概要
①利用者支援事業	事業概要については、17ページ参照
②時間外保育事業	
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
④子育て短期支援事業（ショートステイ）	
⑤地域子育て支援拠点事業	
⑥一時預かり事業	
⑦病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	
⑧子育て援助活動支援事業	
⑨妊婦に対する健康診査	
⑩乳児家庭全戸訪問事業	
⑪養育支援訪問事業	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

新規の事業	事業概要	備考
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業	児童福祉法第6条の3第19項関係
児童育成支援拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業	児童福祉法第6条の3第20項関係
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業	令和7年4月1日施行予定
乳児等通園支援事業	保育所等において、3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業	
産後ケア事業	出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業 (当町は、令和4年4月から実施済)	

(3) 認定

それぞれの施設等を利用する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。認定に応じて、利用できる施設や事業が異なります。



また、保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）には、以下の2点が考慮されます。

「保育を必要とする事由」次のいずれかに該当することが必要。
・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など） ・妊娠、出産 ・保護者の疾病、障害 ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・災害復旧 ・求職活動（起業準備を含む） ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
「保育の必要量」保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分される。
・「保育標準時間」認定＝最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間） ・「保育短時間」認定＝最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間） ※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり48～64時間の範囲で、市町村が定める。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育区域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。

自治体は、当該区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することが求められます。

本町においては、小学校区 5、中学校区 1、保健センター区域 1、行政区単位 1 となっていますが、住民ニーズや各事業の利便性等を考慮し、第 2 期計画を踏襲し、中学校区単位を教育・保育提供区域とします。

小学校区	中学校区	保健センター
必佐小学校（小御門）	日野中学校（松尾）	日野町保健センター（河原）
日野小学校（大窪）		
南比都佐小学校（深山口）		
桜谷小学校（佐久良）		
西大路小学校（西大路）		

3 将来の子ども人口推計

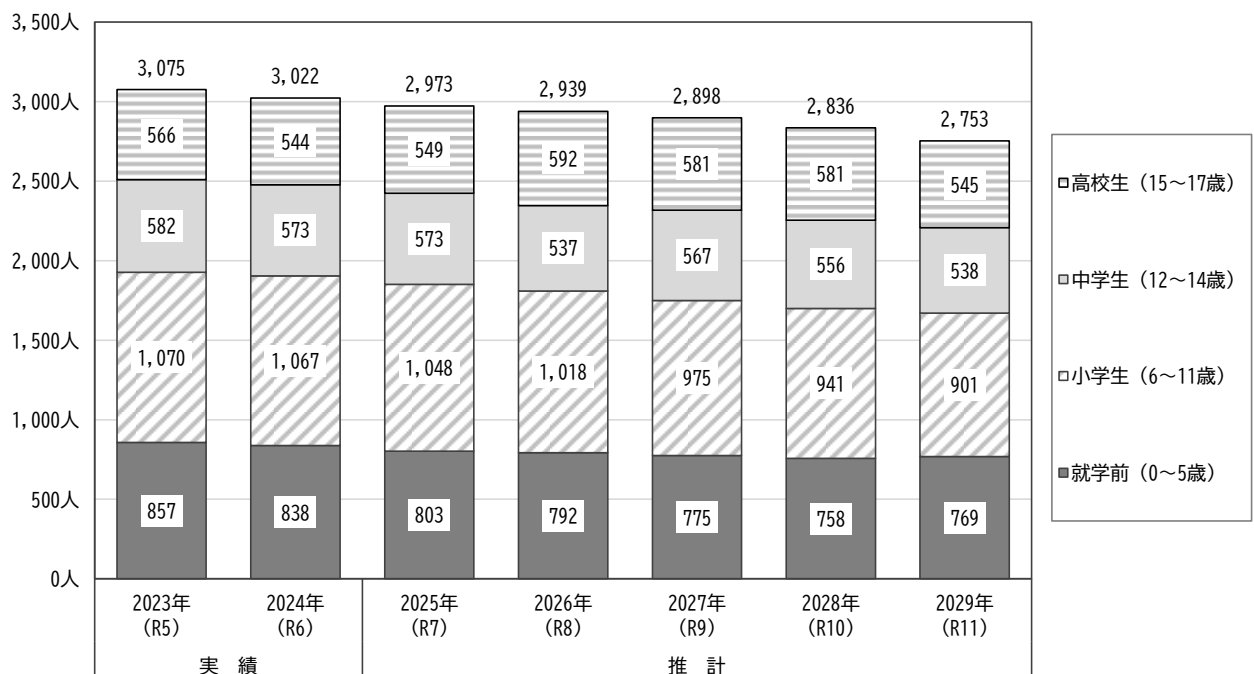
<推計方法>

令和2年から令和6年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

本町の将来の18歳未満人口については、減少傾向で推移し、令和6年の3,022人から令和11年には2,753人と、5年間で269人（8.9%）程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については69人（8.2%）、小学生（6～11歳）については166人（15.6%）、中学生（12～14歳）については35人（6.1%）程度減少することが見込まれている一方、高校生（15～17歳）については1人増加とほぼ変わらず推移することが見込まれています。

日野町の18歳未満人口の将来人口



	実績		推計				
	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
18歳未満人口	3,075	3,022	2,973	2,939	2,898	2,836	2,753
就学前 (0～5歳)	857	838	803	792	775	758	769
(0～2歳)	384	372	362	380	376	368	361
(3～5歳)	473	466	441	412	399	390	408
小学生 (6～11歳)	1,070	1,067	1,048	1,018	975	941	901
(6～8歳)	533	498	489	478	474	448	420
(9～11歳)	537	569	559	540	501	493	481
中学生 (12～14歳)	582	573	573	537	567	556	538
高校生 (15～17歳)	566	544	549	592	581	581	545
18歳未満人口の 対人口比	14.7%	14.6%	14.4%	14.3%	14.2%	14.0%	13.7%

※実績値は住民基本台帳（各年4月1日時点）

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の考え方

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」は、令和2年度からの実績をもとに、将来の子ども人口に教育・保育の受給認定の認定率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しています。

1号認定の認定率は、令和6年度を基準値としつつ、令和2年度から6年度にかけての減少傾向を踏まえ、設定しています。

2・3号認定の認定率は、令和6年度の利用者数に待機者数を合わせた人数を基準値とし、令和2年度から6年度にかけての増加傾向を踏まえ、設定しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

本町では、「日野町幼児教育保育施設再編整備計画（以下、「再編整備計画」という）」に基づき、町の未来を担う子どもたちにとってのより良い幼児教育保育環境を、今後も持続可能なものとしていくため、幼児教育保育施設の再編整備に取り組むこととしており、以下のような再編整備を予定しています。

● 「日野町幼児教育保育施設再編整備計画」再編整備スケジュール

R6（現有施設）	R7	R8	R9	R10	R11以降
西大路幼稚園 531㎡			子育て支援施設 （民営化準備）	子育て支援施設・学童施設	
こばと園 810㎡			幼保連携型認定 こども園化準備	幼保連携型認定こども園	
鎌掛分園 408㎡	小規模保育施設				
南比幼稚園 676㎡			小規模保育施設 （民営化準備）	小規模保育施設	
あおぞら園 706㎡			新こども園に集約化	（新設） 幼保連携型認定こども園 （2,800㎡※予定）	あおぞら園解体
日野幼稚園 1,043㎡			新こども園に集約化		日野幼稚園解体
必佐幼稚園 1,160㎡			新こども園に集約化		必佐幼稚園解体
桜谷こども園 第1園舎469㎡			新こども園に集約化		桜谷こども園 第1園舎解体
桜谷こども園 第2園舎515㎡				幼保連携型認定こども園	

※ 「日野町幼児教育保育施設再編整備計画」概要版 抜粋

本計画における確保方策は、「再編整備計画」に基づいて設定しますが、今後の再編整備の進捗等の状況に対応して必要に応じた見直しを行いつつ、保護者の就労ニーズや、教育・保育ニーズ等を見極めながら、供給量の確保を図ります。

また、定員の弾力化などによる受け入れ体制の調整や各種の保育事業との連携を図りつつ、待機児童含めた未就園児への支援・対応についても進めます。

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期

「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備等を計画的に実施していきます。

① 1号認定〔3歳児から5歳児で教育を希望する〕（※2号認定の教育希望を含む）

		2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
①量の見込み		141	129	120	53	50
内訳	1号認定	82	69	60	53	50
	2号認定（幼稚園等希望）	59	60	60	0	0
②確保方策		141	129	120	53	50
内訳	特定教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	82	69	60	53	50
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	上記以外（幼稚園の預かり保育長時間・通年）	59	60	60	0	0
不足分（②－①）		0	0	0	0	0

② 2号認定〔3歳児から5歳児で保育を必要とする〕

		2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
①量の見込み		271	270	270	337	358
②確保方策（保育所、認定こども園）		266	266	266	337	358
不足分（②－①）		▲5	▲4	▲4	0	0

③ 3号認定〔0歳児で保育を必要とする〕

		2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
①量の見込み		44	43	43	44	46
②確保方策		38	38	38	44	46
内訳	特定教育・保育施設 （保育園、認定こども園）	34	34	34	37	38
	地域型保育（小規模保育）	4	4	4	7	8
不足分（②－①）		▲6	▲5	▲5	0	0

④ 3号認定〔1歳児で保育を必要とする〕

		2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み		77	74	75	76	78
②確保方策		71	72	72	76	78
内訳	特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	65	66	66	64	66
	地域型保育（小規模保育）	6	6	6	12	12
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
不足分（②－①）		▲6	▲2	▲3	0	0

⑤ 3号認定〔2歳児で保育を必要とする〕

		2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み		79	89	91	93	94
②確保方策		76	85	85	93	94
内訳	特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	67	76	76	75	76
	地域型保育（小規模保育）	9	9	9	18	18
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
不足分（②－①）		▲3	▲4	▲6	0	0

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

これまでの利用実績、人口推計等から設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策」を設定します。

※「地域子ども・子育て支援事業」の各事業の概要は 17 ページを参照

(1) 利用者支援事業

【提供体制・確保方策の考え方】

庁内及び子育て支援拠点施設に子育て相談員を配置し、子育てのさまざまな相談・支援を行います。

		単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み	基本型	か所	2	2	2	2	2
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	基本型	か所	2	2	2	2	2
	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（令和 5 年度）の利用率を基準値とし、将来の 2・3 号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

現在、町内の全ての保育所で運営を行っています。引き続き保護者の保育ニーズに答えられるよう努めます。

		単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み	利用実人数	人	101	103	105	106	112
②確保方策	利用実人数	人	101	103	105	106	112
	施設数	か所	6	6	6	6	6
不足分（②－①）			0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（令和6年度）の学年別の利用率を基準値としつつ、令和2年度から令和6年度にかけての増加傾向を踏まえて利用率を算出し、将来の小学生の児童・生徒数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

各学童保育所においては利用者数にバラつきがありますが、利用者の増加に対応するため、必要に応じて保育室の増設を行っています。また、町全体で学童保育所の数や設置場所を検討し、既存施設の活用も含め、ニーズに対応できる体制づくりに努めます。

		単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み	利用人数	人	542	544	558	564	562
	（小学1年生）	人	106	91	99	101	85
	（小学2年生）	人	93	106	96	102	105
	（小学3年生）	人	90	90	107	94	100
	（小学4年生）	人	95	84	86	102	89
	（小学5年生）	人	84	91	86	88	105
	（小学6年生）	人	74	82	84	77	78
②確保方策	定員	人	542	544	565	565	565
	箇所数	か所	11	11	12	12	12
不足分（②－①）			0	0	7	1	3

②放課後子ども教室

【放課後児童対策パッケージについて】

放課後児童対策として、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を進めるため、国は「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、取組を進めているところです。

本町においても、放課後子ども教室の取組を進め、子どもたちが放課後に過ごす場所づくりに取り組みます。

【事業概要】

対象：小学校1年生から6年生まで

内容：子どもや子育てを取り巻く環境に合わせ、各小学校で放課後こども教室に取り組み、学校や地域、家庭と連携し、児童の自主性を尊重しつつ児童の基礎的学習の支援を行います。

■放課後子ども教室の実施概要

項 目	令和 6 年度	令和 11 年度	小学校区名
小学校区数	5	5	日野・鎌掛、西大路、桜谷、 南比都佐、必佐
開設教室数	5	5	
連携型または校内交流型教室	5	5	

※連携型または校内交流型教室とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室を、連携して事業実施している、または、同一の小学校内等の活動場所において実施している教室のことで、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものです。

【提供体制・確保策の考え方】

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施に関する具体的な方策として、地域の実情に合わせ公民館と連携しながら児童の基礎的学習の支援を行います。

小学校内の放課後使用しない教室等で、放課後子ども教室を地域の協力のもと行います。なお、放課後児童クラブでは西大路小学校、桜谷小学校の余裕教室を利用しています。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【量の見込みの考え方】

令和 6 年度の利用実績を基準に見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

町内のファミリーホームに委託して実施します。

		単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み	延べ利用入日	人日/年	17	17	17	17	17
②確保方策	延べ利用入日	人日/年	17	17	17	17	17
不足分（②－①）			0	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（令和 5 年度）の利用実績を基準値としつつ、利用実績の増加傾向と将来の 0～2 歳の人口を踏まえて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

わらべ子育て支援センターとつどいのひろばぽけっとの 2 か所に対応するものとし、それぞれの事業の充実を図ります。

		単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
量の見込み	延べ利用入日	人日/年	8,156	9,161	9,699	10,157	10,662
確保方策	実施箇所数	か所	2	2	2	2	2

(6) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（令和5年度）の利用実績を基準値とし、将来の1・2号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

日野幼稚園及び必佐幼稚園で一時預かり事業を行っており、それぞれの事業の充実を図ります。

		単位	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
①量の見込み	延べ利用人数	人日/年	8,619	8,038	7,817	0	0
	1号認定	人日/年	8,585	8,006	7,786	0	0
	2号認定	人日/年	34	32	31	0	0
②確保方策	延べ利用入日	人日/年	8,619	8,038	7,817	0	0
	施設数	か所	2	2	2	0	0
不足分（②－①）			0	0	0	0	0

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（令和5年度）の利用率を基準値とし、将来の0～5歳人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

把握可能な直近（令和5年度）までの利用実績を基準値としつつ、利用実績の傾向と将来の利用状況を見極めながら量の見込みを算出しています。

子育て短期支援事業については需要量を見極め、専門的な施設に委託する形で事業実施に取り組めるよう研究します。

		単位	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
量の見込み	延べ利用入日	人日/年	141	144	143	139	138
確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	か所	1	1	1	1	1
	子育て援助活動 支援事業（病児・ 緊急対応強化事 業を除く）	か所	1	1	1	1	1
	子育て短期支援 事業（トワイライ トステイ）	か所	0	0	0	0	0

(7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【量の見込みの考え方】

過去の利用実績がないことから、見込みは0としますが、利用のニーズがあった際には柔軟に対応します。

【提供体制・確保方策の考え方】

町単独で実施することが大変難しい状況にありますが、病児・病後児保育の開設に向けた努力を継続しながら、必要な方へは、近隣で利用できる施設の情報提供等を行い対応します。

		単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み	延べ利用入日	人日/年	20	20	20	20	20
②確保方策	病児病後児保育	か所	0	0	0	1	1
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	か所	0	0	0	0	0
不足分（②－①）			▲20	▲20	▲20	0	0

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近の利用率を基準値とし、将来の 0～5 歳人口および小学生児童数を勘案し、量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

町全域を提供区域とし、提供会員の確保や利用しやすい工夫に取り組みます。

		単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み	利用者数	人/年	411	401	390	372	353
	就学前	人/年	175	171	166	159	151
	就学後	人/年	236	230	224	213	202
②確保方策	利用者数	人/年	411	401	390	372	353
	就学前	人/年	175	171	166	159	151
	就学後	人/年	236	230	224	213	202
不足分（②－①）			0	0	0	0	0

(9) 妊婦に対する健康診査

【量の見込みの考え方】

将来の0歳人口に対して、各14回の健診を実施することを見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

妊婦健康検査に公費負担を行い、妊婦の健康管理と負担軽減に努め、安心して妊娠期・出産期を過ごせるよう取り組みます。

		単位	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
0歳人口推計		人	121	119	116	114	112
量の見込み	利用人数	人	121	119	116	114	112
	1人当たり健診回数	回	14	14	14	14	14
確保方策	健診回数	回	1,694	1,666	1,624	1,596	1,568

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【量の見込みの考え方】

0歳児のいる家庭すべてに対して実施することを見込み、0歳人口推計をもとに見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

すべての新生児を対象に訪問支援を行います。

		単位	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
0歳人口推計		人	121	119	116	114	112
量の見込み	利用人数	人	121	119	116	114	112
確保方策	利用人数	人	121	119	116	114	112
	訪問率	%	100	100	100	100	100

(11) 養育支援訪問事業等

【量の見込み・提供体制・確保方策の考え方】

(14) 子育て世帯訪問支援事業と重複する部分があるため、子育て世帯訪問支援事業に内包して実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯に対し、保育料とは別に実費により徴収している制服代や課外活動等の行事に係る費用等について、負担軽減を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

国が示す当該事業の実施要綱の内容等を踏まえ、本町の実情に応じた事業の実施について検討を進めていきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【量の見込みの考え方】

(11) 養育支援訪問事業等の過去の利用実績をふまえ、利用が望ましい世帯数等を基準に見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

支援が必要な家庭に対して、子育てに関する情報提供や家事・養育援助等を実施します。

		単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み	延べ利用人数	人日	50	50	50	50	50
②確保方策	延べ利用人数	人日	50	50	50	50	50
不足分 (②－①)			0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

現状、事業利用が望ましい児童数等を基準に見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

関係機関との調整のもと、養育環境に課題を抱える児童やその保護者に対して、情報提供や相談を実施します。

		単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み	利用実人数	人	10	15	20	20	20
②確保方策	利用実人数	人	10	15	20	20	20
不足分 (②－①)			0	0	0	0	0

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【量の見込みの考え方】

将来の0歳人口に対して、各2回の面談を基本として実施することを見込んでいます。ただし、3回以上の面談を希望される場合も想定した見込み数としています。

【提供体制・確保方策の考え方】

妊婦等に対し面談を行うことで、心身の状況や環境等の把握を行いつつ、必要とする方への情報の提供や相談、その他の必要な支援を行います。

		単位	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
0歳人口推計		人	121	119	116	114	112
①量の見込み	利用人数	人	121	119	116	114	112
	1人当たり面談回数	回	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
	面談回数合計	回	254	250	244	239	235
②確保方策	子ども家庭センター	回	254	250	244	239	235
	上記以外	回	0	0	0	0	0
不足分(②-①)			0	0	0	0	0

(17) 乳児等通園支援事業

【量の見込みの考え方】

6か月～満3歳未満の未就園児に対して、1人10時間/月の利用を見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

保護者の就労要件や理由を問わず、誰でも通園出来るよう事業実施を進めます。

		単位	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
0歳児	①量の見込み(延べ人数)	人	0	3	3	3	3
	②確保方策(延べ人数)	人	0	3	3	3	3
不足分(②-①)			0	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み(延べ人数)	人	0	2	2	4	4
	②確保方策(延べ人数)	人	0	2	2	4	4
不足分(②-①)			0	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み(延べ人数)	人	0	2	2	4	4
	②確保方策(延べ人数)	人	0	2	2	4	4
不足分(②-①)			0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業

【量の見込みの考え方】

令和5年度の利用実績を基準に見込んでいます。宿泊、通所合算して7日の利用を基準としています。

【提供体制・確保方策の考え方】

産後、心身の不調や育児不安を抱える保護者に対し、育児のサポート等を実施します。

			単位	2025 年 (R7)	2026 年 (R8)	2027 年 (R9)	2028 年 (R10)	2029 年 (R11)
①量の見込み	延べ 利用 人数	宿泊型	人日	8	8	8	8	8
		通所型		8	8	8	8	8
		訪問型		10	10	10	10	10
②確保方策	延べ 利用 人数	宿泊型	人日	8	8	8	8	8
		通所型		8	8	8	8	8
		訪問型		10	10	10	10	10
不足分（②－①）				0	0	0	0	0

6 幼児期の教育・保育の一体的提供等について

(1) 認定こども園等に関する考え方

本町では、「日野町幼児教育保育施設再編整備計画」に基づき、町の未来を担う子どもたちにとってのより良い幼児教育保育環境を今後も持続可能なものとしていくため、幼児教育保育施設の再編整備に取り組んでいます。

保育所機能と幼稚園機能の両方を兼ね備えた「幼保連携型認定こども園」や低年齢児に対しきめ細かな保育が提供できる「小規模保育事業所」の整備により、子どもにとって最善の教育・保育環境の整備に努めるとともに、町として保護者のニーズに合った幼児期の教育・保育の場の提供をしていきます。

(2) 人材の確保

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育ニーズに対応するための保育士・教諭等の確保に努めます。

また、保育アドバイザー等の配置により現場の保育士・教諭等を支援しつつ、スキルアップを図ります。また、専門職の配置等を検討し、現場負担の軽減と全体的な組織強化を図ります。

(3) 教育・保育に係る関係機関の連携

町内の公立園と私立園が共に連携をしながら、様々な保育ニーズに対応できるよう運営します。また、園と小学校教育との円滑な接続（保幼小連携）を図るための取り組みを推進します。

専門的な機関として、日野町保健センター、早期療育施設「くれよん」、日野町子ども家庭センター、日野町子育て・教育相談センターなどとの連携を図り、それぞれの子どもに合った適正な教育・保育を提供します。

(4) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭の増に伴い、保護者の保育ニーズに沿った園児の受け入れ体制の充実に努めます。また、引き続き延長保育や土曜日保育の実施など、適切な保育サービスの提供に努めます。

また、保育ニーズの多様化に対応するため、幼児教育保育施設の再編整備に基づき「幼保連携型認定こども園」の整備を進め、教育・保育の一体化による充実した保育の提供に努めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、令和8年から施行される「乳児等のための支援給付」においても、子育てのための施設等利用給付同様、円滑な実施に努めます。

第6章 計画の推進

1 住民及び関係団体等との連携

(1) 住民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所、認定こども園をはじめ関係団体・関係機関などとの連携を深め、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、情報の共有化を図り、互いに協力しながら子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する住民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 国・県との連携

総合的かつ効果的に子ども・子育て支援を進めていくため、国や県との連携を図るとともに国や県の施策の変更により適切な判断による施策の修正を行い、国や県に対して必要な要望を行います。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、日野町子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況等について点検・評価します。

事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の進捗に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合や、今後、国の方針に基づくこども計画の策定の際には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

資料編

Ⅰ 日野町子ども・子育て会議条例

○日野町子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、日野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(令5条例7・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、日野町の子どもおよび子育て支援に関し、町長が必要と認める事項についての調査審議

(令5条例7・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子どもおよび子育て支援に関わる事業に従事する者
- (3) 子どもおよび子育て支援に関わる地域団体の者
- (4) 子どもおよび子育て支援に関し識見を有する者
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもおよび子育て支援を主管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱する第4条第1項に規定する委員の任期は、同項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議および委員の任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年日野町条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（令和5年3月23日条例第7号）

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）附則第1条本文に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 日野町子ども・子育て会議 委員名簿

(1) 子どもの保護者

	選出団体	氏 名	所属等
1	日野町PTA連絡協議会（小学校代表）	奥村 恵	桜谷小学校PTA会長
2	日野町PTA連絡協議会（幼稚園代表）	杉本 由香里	必佐幼稚園PTA会長
3	保育園保護者代表	中沼 譲太	あおぞら園保護者会会長
4	特定非営利法人ひの学童保育 保護者代表	中井 沙織	特定非営利活動法人ひの学童保育 ヒノキオ

(2) 子ども及び子育て支援に関わる事業に従事する者

	選出団体	氏 名	所属等
5	日野町子育て支援連絡協議会	高橋 美穂	子育て広場（桜谷）
6	地域子育て支援センター	相坂 ゆかり	
7	特定非営利法人ひの学童保育 指導員代表	野口 京子	特定非営利活動法人ひの学童保育 わたムッキー
8	図書館ボランティア	川東 千絵子	おはなしもくもく
9	日野町青少年育成町民会議	安藤 宜保	日野町青少年育成町民会議会長
10	私立保育所代表	岸 哲子	わらべ保育園理事長

(3) 子ども及び子育て支援に関わる地域団体の者

	選出団体	氏 名	所属等
11	日野町民生委員・児童委員協議会	小森 さとみ	主任児童委員代表
12	日野町企業協議会	齊藤 雅史	
13	日野町公民館連絡協議会	高橋 正一	西桜谷公民館館長
14	日野町健康推進協議会	山本 弘子	日野町健康推進協議会代表

(4) 子ども及び子育て支援に関し見識を有する者

	選出団体	氏 名	所属等
15	学識経験者	榎本 祐子	びわこ学院大学短期大学部

3 日野町子ども・子育て支援事業計画策定経緯

年月日	内 容
平成6年 3月	★日野町 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (1) 調査対象：町内在住「就学前児童」「小学生児童」がいる家庭 (2) 配布・回収数：就学前児童 400 票配布／203 票回収 小学生児童 400 票配布／182 票回収
令和6年 10月2日	★第1回 日野町子ども・子育て会議 【議事等】 (1) 第3期日野町子ども子育て支援事業計画について (2) 日野町幼児教育保育施設再編整備計画について
令和7年 1月15日	★第2回 日野町子ども・子育て会議 【議事等】 (1) 第3期日野町子ども子育て支援事業計画（素案）について (2) 日野町家庭的保育事業等（小規模保育事業）の開設について (3) 日野町幼児教育保育施設再編整備計画について
令和7年 1月～2月	★パブリックコメントの実施 ※意見の件数「8件」
令和7年 3月5日	★第3回 日野町子ども・子育て会議 【議事等】 (1) 第3期日野町子ども子育て支援事業計画（案）について (2) 日野町家庭的保育事業等（小規模保育事業）の開設について (3) 日野町幼児教育保育施設再編整備計画について

4 用語解説（五十音順）

用 語	用語の説明	初 出
ア行		
ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること	PI
カ行		
子どもの権利条約	世界中のすべての子どもたちがもっている権利を定めた条約、1989年に国連総会で採択された	P41
サ行		
児童虐待ホットライン	滋賀県が開設する、24時間受付の児童虐待防止のための電話相談窓口（077-562-8996）	P45
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号	P45
スクールカウンセラー	学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う人のこと	P44
スクールソーシャルワーカー	学校現場で問題を抱えた子どもに対し、その子が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用した多様な支援を行う人のこと	P44
ハ行		
パブリックコメント	行政機関が規制の設定や改廃をする時、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度	P3
ファミリーホーム	家庭環境を失ったこどもを里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する家庭養護のこと	P70
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うこと	P51
マ行		
マタニティマーク	妊産婦に対するやさしい環境づくりをめざした国民運動「健やか親子21」の推進検討会で公募により選ばれたマーク。妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付けることで、まわりの人々が妊産婦への配慮を示しやすくすることを目的としている	P56
ヤ行		
ヤングケアラー	本来、大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと	P23
ラ行		
レスパイト	育児等で、普段のケアを行っている人に対し、一時的に休息をとれるようにすること	P22
ライフステージ	就職、結婚、出産、子育てといった人生の変化を節目で区切るそれぞれの段階のこと。	PI

第3期 日野町子ども・子育て支援事業計画

発 行：日野町

編 集：日野町子ども支援課

住 所：〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

T E L：0748-52-1211（代表） ／ F A X：0748-52-2043

E-mail：mail@town.shiga-hino.lg.jp